給与等に関する報告資料

職 員 給 与 関 係 民 間 給 与 関 係 職員給与と民間給与との比較 生 計 費 関 係 労 働 経 済 指 標 人 事 院 勧 告

当

給-	与等に	ご関する報告資料の説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
1 J	職員糸	合与関係	
第	1表	職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
第	2表	職員の給料表別、学歴別及び性別人員構成比・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
第	3表	職員の平均給与月額等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
第	4表	職員の扶養手当の支給状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
第	5表	職員の管理職手当の支給状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
第	6表	職員の単身赴任手当の支給状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
第	7表	職員の住居手当の支給状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
第	8表	職員の通勤手当の支給状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
第	9表	職員の給料表別、級別、号給別人員分布、平均給料月額及び平均年齢・・・・・・	16
第	10表	再任用職員の適用給料表別、級別人員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
2	民間約	合与関係	
第	11表	産業別、企業規模別調査事業所数	40
第	12表	民間における初任給の改定状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
第	13表	職種別、学歴別初任給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
第	14表	民間における家族手当の支給状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
	その1	L 家族手当の支給状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
	その2	2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
	その3	3 扶養家族の構成別支給月額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
第	15表	民間における住宅手当の支給状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
第	16表	民間における特別給の支給状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
第	17表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
第	18表	民間における給与改定の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
第	19表	民間における定期昇給制度の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
第2	20表	民間における定期昇給の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
第2	21表	民間における月45時間を超え60時間を超えない	

		時間外労働の	割増賃金率	をの状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			 45
	第22表	企業規模別、	職種別、常	学歷別民間給与額等·			 46
	そのこ	L 給与比較の	対象職種·				 46
	その2	2 給与比較の	対象外職種	重·····			 62
	その:	3 再雇用者…					 63
	〈参え	考〉 職員給与	と民間給与	みとの比較における	役職の対応関	係	 64
3	職員絲	合与と民間給与	との比較				
	第23表	職員給与と民	間給与との)比較			 66
4	生計費	関係					
	平成28年	∈4月の標準生	計費算定力	7法			 68
	第24表	千葉市におけ	る費目別、	世帯人員別標準生	計費(平成28	3年4月) …	 68
	110 mm d.	7 ada 11 a 198					
5	労働和	Y 済指標					
	第25表	労働経済指標	į				 70
6	人事院	完勧 告					
	〈参考〉	人事院勧告	· の骨子····				 74

給与等に関する報告資料の説明

今回の報告の基礎となった人事統計に関する報告、職種別民間給与実態調査及び職員給 与と民間給与との比較の概要は次のとおりである。

第1 平成28年人事統計に関する報告

1 調査の目的と時期

この調査は、地方公務員法第8条第1項の規定により、職員の給与の実態を明らかにするとともに、民間給与と比較するための資料を得ることを目的として、平成28年4月現在における職員の給与及びこれに関連する事項を調査したものである。

2 調 杳 対 象

職員の給与に関する条例第1条の2に規定する職員(企業職員、単純な労務に雇用 される者を除く県の一般職の職員及び県費負担教職員)

3 調 査 事 項

学歴、年齢、性別、経験年数、適用給料表、職務の級、給料月額、給料の調整額、 地域手当、扶養手当及びその他の月額の手当等

4 集 計

集計作業は、総務部総務課及び警察本部警務部警務課に依頼し、本委員会において 合算した。

第2 平成28年職種別民間給与実態調査

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成28年4月現在における本県の民間給与の実態を本委員会と千葉市人事委員会及び人事院等が共同して調査したものである。

- 2 調査の範囲
- (1) 調查対象事業所(母集団事業所)

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の本県の民間事業所 1,680事業所

(2) 調査対象職種

76職種(行政職相当職種22職種 その他の職種54職種)

- 3 調査対象の抽出
- (1) 事業所の抽出

上記2の(1)に記載した事業所を産業、規模等により26層(うち千葉市10層、そ

の他県内地域16層)に層化し、これらの層から368事業所(うち千葉市104事業所、 その他県内地域264事業所)を無作為に抽出し、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は323事業所で、第11表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上ると きは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

4 調査事項

事業所単位に調査する事項については、事業所票(1)及び事業所票(2)により、従業員別に調査する事項については、初任給調査票及び個人票により実施した。

(1) 事業所票(1)

給与、賞与及び臨時給与等の支払状況

(2) 事業所票(2)

家族手当等の支給状況、給与改定等の状況等

(3) 初任給調査票

職種別、学歴別の初任給月額

(4) 個 人 票

職種別、年齢別、性別、学歴別のきまって支給する給与、時間外手当及び通勤手当

5 集 計

(1) 調査実人員

初任給関係1,075人(行政職に相当する調査実人員923人)、初任給関係以外の 調査職種12,812人(行政職に相当する調査実人員11,088人。なお、調査職種該当 者(母集団)の推定数は92,253人であり、行政職に相当するものは、65,778人で ある。)

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(調査の状況)

調査対象事業所	1,680事業所
抽出事業所	368事業所
調査の完結した事業所	323事業所(調査完了率88.3%)
調査実人員	13,887人 初任給関係 1,075人 初任給関係以外の調査職種 12,812人

第3 職員給与と民間給与との比較

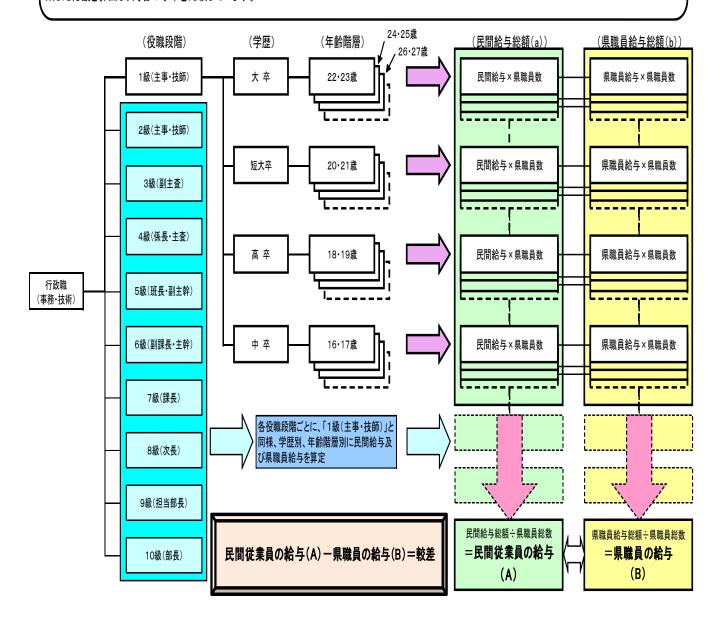
上記第1及び第2の資料に基づき、本県における行政職と民間におけるこれに相当する事務・技術関係職種の給与を、職務階層別、学歴別及び年齢別にラスパイレス方式により比較した。

<参考>

職員給与と民間給与との比較(ラスパイレス方式)

職員給与と民間給与との比較においては、個々の本県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(a)が、現に支払っている支給総額(b)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階別、学歴別及び年齢階層別の県職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



職員給与関係

第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

_				計に関する報告)
給 料 🥫	医 分	適用人員	平均年齢	平均経験年数
		人	歳	年
全	治 料 表	57,095	40.7	18.7
	行 政 職 給 料 表	9,176	41.0	19.5
_	研 究 職 給 料 表	405	44.6	20.4
	医療職給料表(一)	17	54.5	28.9
	医療職給料表(二)	576	38.3	15.0
般	医療職給料表(三)	195	41.7	18.2
	海事職給料表	44	42.4	22.2
職	福祉職給料表	140	35.6	13.1
	特定任期付職員給料表	5	48.6	_
	第1号任期付研究員給料表	0	_	_
員	第2号任期付研究員給料表	1	X	_
	計	10,559	41.0	19.2
教	教育職給料表(一)	84	48.3	24.2
教 育 職	教育職給料表(二)	34,819	41.6	19.0
員	計	34,903	41.6	19.0
警察官	公 安 職 給 料 表	11,633	37.8	17.2

⁽注) 1 再任用職員は含まれていない(以下第9表までにおいて同じ。)。

² 全給料表欄の平均経験年数には、特定任期付職員及び任期付研究員は含まれていない。

³ Xの箇所については適用人員が1名であるため、記載しない(第2表及び第9表について同じ。)。

⁴ 教育職給料表(一)は大学に勤務する職員、教育職給料表(二)は高等学校、義務教育学校、中学校、 小学校等に勤務する職員である(第2表、 第9表及び第10表において同じ。)。

第2表 職員の給料表別、学歴別及び性別人員構成比

))\	H.I. I			単統計(□)美	
区分	計	学歴	別人	員 構	成比	性別人員	員構 成 比
給料表	μι	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
	%	%	%	%	%	%	%
全 給 料 表	100.0	73.2	10.3	16.5	0.0	58.7	41.3
行政職給料表	100.0	55.9	13.9	30.2	0.0	61.6	38.4
研究職給料表	100.0	99.0	0.7	0.3	_	75.1	24.9
医療職給料表(一)	100.0	100.0	-	-	_	58.8	41.2
医療職給料表(二)	100.0	63.7	36.3	-	-	31.9	68.1
医療職給料表(三)	100.0	69.2	30.3	0.5	_	4.1	95.9
海事職給料表	100.0	6.8	63.6	29.6	_	97.7	2.3
福祉職給料表	100.0	65.0	30.7	4.3	_	32.9	67.1
特定任期付職員給料表	100.0	80.0	-	20.0	_	60.0	40.0
第1号任期付研究員給料表	_	_	_	_	_	_	_
第2号任期付研究員給料表	100.0	X	X	X	X	X	X
教育職給料表(一)	100.0	67.8	28.6	3.6	_	29.8	70.2
教育職給料表(二)	100.0	88.9	10.8	0.3	_	47.7	52.3
公安職給料表	100.0	39.7	4.3	55.9	0.1	91.1	8.9

⁽注) 大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含む。

第3表 職員の平均給与月額等

職員の	年月	啦号粉	亚梅东藤	亚拉双脸左洲		
区分	年月	職員数	平均年齢	平均経験年数	給料の月額	扶養手当
	年 月	人	歳	年	円	円
. 似如此	27. 4	10,638	41.5	19.7	327,861	6,694
一般職員	28. 4	10,559	41.0	19.2	323,420	6,507
うち	27. 4	9,200	41.6	20.1	326,058	6,828
行政職員	28. 4	9,176	41.0	19.5	321,208	6,650
教育職員	27. 4	35,103	42.1	19.4	363,125	5,934
教育概員	28. 4	34,903	41.6	19.0	359,315	5,791
警察官	27. 4	11,678	37.9	17.4	322,392	10,771
音乐日	28. 4	11,633	37.8	17.2	321,922	10,651
	27. 4	57,419	41.1	19.0	348,307	7,059
ПП	28. 4	57,095	40.7	18.7	345,058	6,913

⁽注) 1 行政職員とは行政職給料表の適用を受ける職員を、教育職員とは教育職給料表の適用を受ける職員を、警職員をいう(本年度の新規学卒の採用者を含む。)。

² 平均給与月額については、民間給与との比較の対象としているものであり、通勤手当及び時間外勤務手当等

³ 給料の月額には、給料の調整額、教職調整額及び給料表の切替えに伴う経過措置額が含まれており、その

(平成28年人事統計に関する報告)

<u>11.</u>	均 給	与 月	額		
管理職手当	地域手当	住居手当	その他	合 計	対前年同月比
円	円	円	円	円	%
9,809	26,004	5,238	1,797	377,403	
9,726	30,720	5,617	1,731	377,721	100.1
10,079	25,818	5,116	1,602	375,501	
9,953	30,489	5,500	1,599	375,399	100.0
5,096	28,075	5,632	6,145	414,007	
5,121	33,332	5,889	6,098	415,546	100.4
1,999	25,135	3,750	420	364,467	
1,975	30,124	3,953	436	369,061	101.3
5,339	27,093	5,176	4,176	397,150	
5,332	32,195	5,444	4,138	399,080	100.5

察官とは公安職給料表の適用を受ける職員をいい、一般職員とは教育職員及び警察官以外の

の勤務した実績に応じて支給される手当は含まない。

他は、初任給調整手当、単身赴任手当(基準額)等である。

第4表 職員の扶養手当の支給状況

(平成28年人事統計に関する報告)

			(1//-		
		配 偶 者 を	・有する者		
扶養親族数	該当職員数	配偶者に対する扶養	配偶者に対する扶養	配偶者を有しない者	
		手目を気けている有	手当を受けていない者		
1人	8,377 人	3,414 人	4,288 人	675 人	
2人	7,172	3,204	3,708	260	
3人	4,585	3,548	1,000	37	
4人	1,081	963	112	6	
5人	129	112	16	1	
6人以上	15	14	1	0	
計	21,359	11,255	9,125	979	

手	当 受	給者	1 1 人	、当:	たり	10 400⊞
平	均	手	当	月	額	18,480円

⁽注) この表でいう扶養親族は、扶養手当の支給対象となっているものである。

第5表 職員の管理職手当の支給状況

(平成28年人事統計に関する報告)

									MX 20 / C =	* 'V=F1 * D	J / OTK II /
組織	区分	一種	二種	三種	四種	五種	六種	七種	八種		
知事	部局	部長	次長	課長	副課長 主幹			主席 研究員			手当受給者 1人当たり平
教育委	員会	教育次長 部長	次長	課長	副課長 主幹 校長	副校長	教頭	県立学 校の事 務主幹	県立学校 の事務長		均手当月額
警察	本部		参事官	課長 警察署長	管理官 副署長						
受 給	` 者	人 25	人 143	人 347	人 2,318	人 38	人 1,482	人 94	人 139	人 4 , 586	円 66,380

⁽注) 1 組織、職名については、主なものを記載している。

第6表 職員の単身赴任手当の支給状況

区分		職」	員の住居	号と配作	者の住	:居との間	間の交通	距離					
	100km 未満	100km 以上 300km	300km 以上 500km	500km 以上 700km	700km 以上 900km	900km 以上 1100km	1100km 以上 1300km	1300km 以上 1500km	1500km 以上 2000km	2000km 以上 2500km	2500km 以上	受給者計	手当受給者1 人当たり平均 手当月額
	不個	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	2500kiii 未満	以上		
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	円
受給者	157	15	3	1	0	1	1	0	0	0	0	178	31,562

² 警察本部の職員のうち、警視正以上の職員については、国家公務員であるため含まれない。

第7表 職員の住居手当の支給状況

(平成28年人事統計に関する報告)

区分	受 給 者 数
受 給 者 計	11,973 人
手当月額 11,000円未満の受給者	7
11,000円以上27,000円未満の受給者	3,295
27,000円の受給者	8,671
手当受給者1人当たり平均手当月額	25,960 円

単身赴任者の配偶者の	受	給	者	手当受給者1人当たり 平 均 手 当 月 額
居住する借家・借間			2 人	13,500 円

第8表 職員の通勤手当の支給状況

	区 分	職員数
	交通機関等のみ利用者	12,986 人
受	交通用具のみ使用者	37,675
給者	交通機関等・交通用具併用者	1,346
П	小 計	52,007
	非 受 給 者	5,088
	∄ +	57,095
手当号	受給者1人当たり平均手当月額	10,491 円
交通用	具のみ使用者1人当たり平均手当月額	9,092

第9表 職員の給料表別、級別、号給別人員分布、平均給料月額及び平均年齢

行 政 職 給 料 表 (他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

				,				(平成28年/	事統計に関	する報告)
職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な	主事·技師	主事·技師	副主査	係長・主査	班長· 副主幹	副課長•	課長	次長	担当部長	部長
号給 職務	土争•抆即	主争•抆即		徐友•主宜	副主幹	主幹		次長	担当部友	部女
1 1	人	人	人	人	人	人	人	人		人
1 2										ર
1 2 3										3 2
4										1
5 6										
7										
8	62	2								
9 10	63 4	6								1
11	2	49								
12	1	3								
11 12 13	26	49 3 3]			
14	.3	6	_							
15	47	52	1						0	
15 16 17	2 43	8 37	1						2	
18	43 6	11	3 56				1		$\begin{array}{c} 1\\4 \end{array}$	
19	67	84	3				1		4 5	
$\bar{20}$	12 5	17	3 9 7						<u> </u>	
21	5	39	_7							1
22	2 82	17	58				_		2	
23	82	102	13	1			1			
19 20 21 22 23 24 25 26		21 52	34 13	1			 			
26	4	14	41]			
$\frac{20}{27}$	101	96	19							
27 28 29 30 31 32 33 34 35 36	15	14 37	19 38	1			<u> </u>	5		
29	110	37	14					8		
30	13	17	27	15				8 2 6		
31	88 12	23 16	24 68	3 10			2	6 7		
<u>32</u>	30	16 56	31	10 2			 	10		
34	15	16	21	$1\overset{2}{3}$				10		
35	144	25	24	29			32	6		
36	21 81	11	$\begin{array}{r} -43 \\ 14 \end{array}$	13			32 38	11		
37	81	20	14	12	1		8			
38	22	18	49	28		1	19	6		
39 40	$\frac{110}{31}$	6 10	21 53	24 19			9 3	2		
41	91	16	27	19 12	9		J	1		
42	18	12	31	17			12 26	1		
41 42 43 44	60	4	19	30	1 3		1			
44	17	8	60	17		1	4	1		
45	61	6	31	20	8	4	1			
46 47	19 48	3 3	36 20	23 32	3	1	4			
4.0		3	0.0	ა∠ 91	$\frac{1}{4}$	16	4 3			
49	28 36		23 10	36	33	16_ 1	11			
48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72	16	1	20	21 36 32	13	8	11 3 2 4			
51	25	1	20 23 13	63	3	1	2			
<u>52</u>	11 11		13	63 30 84	3 5 8	30	4			
53		3	14	84	8	23	2			
54 55	11 14		$\begin{array}{c} 4\\31\end{array}$	39 59 34 61 69 44 38 69 52 20 22 55 26 40 25	9 43	$\frac{40}{41}$	2 2 3			
56	14 12		31 9	34	$ \begin{array}{r} 43 \\ 11 \\ 7 \end{array} $	16				
57	11		9	61	7	21	1 2 2 2 3	·		
58	11 6 9 13		10 26	69	20	14 34	$\overline{2}$			
59	9		26	44	89	34	3			
60	13		9	38	<u>17</u>	10	4			
61	9 10		9 9 3 13	69	89 17 15 20	9 10	32			
63	10 10		্য 1২	5∠ 20	20 78	1.5	1			
64	10 8 6 2 8 6		10	20 22	17	13 23 8 7	1			
65	6		10 30	55	14	8	1	·		
66	$\tilde{2}$		5 4	$\overline{26}$	20	7]			
67	8			40	81	22	1			
68			10	25	11 20	22 22 9	ļ			
69 70	1 5 5		10	29	20	9]			
70 71	อ ร		1 1	15 41 19	13 32	29 23 25]			
72	1		1	19	32 70	25 25				
r	اــــ±ــا	ــــــــــــــــــــــــــــــــــــــ		1.7		20	J	٠		اا

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	
標準的な 職務	主事·技師	主事·技師	副主査	係長·主査	班長・ 副主幹	副課長・ 主幹	課長	次長	担当部長	部長	
73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88	大 3 4 2 2 3 2 1 1 1 1 1	人	人 1 2	23 22 40 6 26 11 32 10 19 10 32 18 13 16 28 20 18	24 29 42 73 33 45 82 43 44 64 32 68 69 56 62 38 69	主幹	林文	, KK	人	д Д	
91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107	1 1 5		1	16 6 18 4 6 8 30	244 56 199						
108 109 110 111 112 113 114 115 116 117											
120 121 122 123 124 125 人員計	人 1,79 <u>4</u> %	人 945 %	1,203 %	人 1,804 %	人 2,117 %	人 984 %		人 67 %	人 14 %	人 8 %	全級 人 9,176 %
級別構成比 平均給料月額 平均年齢	19.5 円 191,682 歳 24.9	10.3 円 230,752 歳 30.1	13.1 円 289,459 歳 36.3	19.7 円 361,751 歳 44.8	23.1 円 391,780 歳 50.9	10.7 円 413,998 歳 53.7	2.6 円 433,627 歳 55.1	0.7 円 457,468 歳 57.1	0.2 円 498,056 歳 56.6	0.1 円 529,976 歳 56.0	100.0 円 320,996 歳 41.0

[|] 平均年齢 | 24.9 | 30.1 | 30.3 | 44.0 | 30.7 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1 | 30.1

公 安 職 給 料 表 (警察官である職員に適用)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
標準的な 職務	巡査	巡査長	主任	係長	課長補佐	課長代理	課長・ 副署長	課長·署長	部長・ 参事官
ケ和	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1 2 3 4 5 6 7 8 9									
3				1					
5				<u>1</u>					
6 7									
8									
10									
11									
12 13	111								
14 15	22 27								
16	73								
17 18	16 21			1				1	
19 20	17								
20 21	90 23		1 1	1					
21 22 23	24		4	1					
23	17 115	2	2 4	1					
24 25 26	33	3	1						
26 27	30 22	23 15	$\begin{bmatrix} 4 \\ 1 \end{bmatrix}$						
27 28 29	107	232 28	12 6	1					
30	149 62	28 68	6 22	2					
31	35	45	5 27	1	1				1
31 32 33 34 35	214 59	204 62	17	2	<u>l</u>				
34	42	62 63 46	30 23	4	3				1
36	24 16	205 1	23 72	1 4	2				1
36 37 38 39 40 41	15 18	79 82 54	72 25 77	1 10	E				13
39	16	54	29	3	5 1				1
40	8 10	117 65	9 <u>5</u> 37	12 14	3				6 1
42 43	4 5	70	60	9 7	1				1
43 44	5 9	70 48 88	30 90	7 13	2 6				1 7 2 29
45	3	35	44	12					29
46 47	$\begin{bmatrix} 4 \\ 5 \end{bmatrix}$	44 29	59 44	25 13	3 3	1			
48	$\frac{3}{4}$	$\frac{25}{22}$	102	26	2			ļļ	
49 50	2 3	22 17 8 12 9	46 88 52	26 17 36 13	4 7			12	
51	3	$1\overline{2}$	52	13	10			3	
53	2 3 3 6 2 3	9 7	100 48 103	43 19	10 7			12 3 2 4 7	
49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60		8	103	43 19 46 32 46 44 54 32 54	10 7 5 6 8 3 10 7	1	$\frac{1}{7}$	$\frac{7}{3}$	
56 56	$\begin{array}{c} 1\\3\\1\end{array}$	6 4 2 4 4 7 2 2 2 4	46 109 54	34 46	υ 8	$\frac{1}{2}$	1	٥	
57 58	1	2	54 96	44 54	3 10		1 8 3 12 2 3		
59		4	50	32	7	2 6	12	5	
60 61	22.	7	88 62	54 39	11 16	9	<u>2</u>	1 61	
62		$\frac{2}{2}$	74	$\frac{55}{56}$	16 17	2		01	
63 64	1	$\begin{bmatrix} 4 \\ 1 \end{bmatrix}$	53 86	54 46	14 21	3 5	11 1		
61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72			86 55 81	39 56 54 46 37 66 37 67 37 42 37	14 21 19 23 19 14 25	6 2 3 5 4 7	11 6 3 2 3		
66 67		3 2	41	66 37	23 19	$\begin{bmatrix} 4 \\ 7 \end{bmatrix}$	$\frac{3}{2}$		
68	1	$\frac{1}{1}$	80 38	<u>67</u>	14	6	<u></u>		
69 70			58 l	37 42	25 31	$\begin{bmatrix} 2\\3 \end{bmatrix}$	4 5 2		
71		1	27	37	10	9	2		
72 73			48 44	61 43	21 28	6. 2 3 9 5. 8	$\frac{4}{15}$	}	
74 75 76		1	37	46 29 43	23 25 23	8	5		
76			24 23	29 43	25 23	5 2	4 6		

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	
標準的な 職務	巡査	巡査長	主任	係長	課長補佐	課長代理	課長・ 副署長	課長·署長	部長・ 参事官	
77 78	人	人 1	人 17 17	人 59 39	人 25 19	人 3 7	人	人	人	
79 80 81 82			10 13 8 11	41 46 38 36	17 18 14 19	6 6 5 4	7 6 12 <u>5</u> 17 5			
82 83 84 85 86			7 8 7 3	37 38 53 31	23 24 11 25	4 3 3 4	28 2 48			
87 88 89 90			1	51 36 54 42	20 27 27	4 4 3 30 19				
91 92 93			1 1 2 2	43 22 28	33 26 32 23	9 69 28 138				
94 95 96 97			2 1 1	31 29 31 25	39 41 38 411					
98 99 100 101			1	21 19 18 22 16						
102 103 104 105				12 17 21						
106 107 108 109			1	13 22 29 18						
110 111 112 113				24 21						
114 115 116 117				35 24 27 32 30 37						
118 119 120 121				44 38 45 53 56						
121 122 123 124 125				56 60 58 404						
126 127 128				404						
129 130 131 132 133 134										
135 136										
137 138 139 140										
141 142 143										
144 145	人 1 479	人	人 9.751	人	人	人	人	人	人	全 級 人
人員計 級別構成比	1,478 % 12.7	1,835 % 15.8	2,751 % 23.6	3,366 % 28.9	1,361 % 11.7	443 % 3.8	238 % 2.1	99 % 0.9	62 % 0.5	11,633 % 100.0
平均給料月額	円 212,382	円 244,874	円 288,851	円 372,101	円 413,933	円 428,413	円 443,284	円 455,897	円 473,232	円 321,799
平均年齢	歳 22.3	歳 26.9	歳 33.4	歳 44.8	歳 51 . 2	歳 52.0	歳 54.6	歳 54.6	歳 55.9	歳 37. 8

教育職給料表(一) (大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で 人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級	- I	人争安貝云規則でた		
川城がりが飛く	1級	2級	3級	4級
標準的な 職務	∏. ±/r	## 6本	光光 極	44-1
号給 職務		講師	准教授	教授
,	人	人	人	人
1 2 3 4				
2				
3				
5				
6				
7				
8				
5 6 7 8 9 10				
10				
11				
12 13				
13 14				
15				
16				
14 15 16 17				1
18				1
19				
20				
21				•
19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40				
23				
24				
25			1	
26			1	
27				
28				
29			1	
30				
31			4	
32			l	
33	1			2
34	1			1
აე ევ	1			1
<u>30</u>	1	1		-
37 38	1	$\begin{array}{c} 1 \\ 2 \\ 1 \end{array}$		
30		1		1
40		1		1
41	1			
41 42				
43	1			
44				1
$\overline{45}$		2	1	2
46		_	$\frac{1}{2}$	$\frac{2}{1}$
47	$\frac{1}{2}$			1
48	2			1
43 445 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 66 67 68				3
50		1		3 1 2
51			1	2
<u>52</u>	1			
53			1	3
54	,	2	4	4
55	1		1	$\frac{1}{1}$
<u>56</u>				1
0 (E0			1	
58 50	1	1	1	
59 60	1	1	1	1
00 61	2	<u>l</u>	<u> </u>	<u> </u>
62	4	1	1	
62	3			
64	ა		1	
65	1		<u></u>	
66	1	1		
67		1		
68			1	
VO	٠ا		r	k

職務の級	1 級	2級	3 級	4級	
標準的な 職務 号給	助教	講師	准教授	教授	
	人	人 1	人 1	人	
70	1	1	1		
71 72					
73 74	1	2			
75	1	_			
76 77		1	1		
78 70					
80					
81 82					
83 84			1		
85					
86 87		1			
88 89					
69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100					
91 92					
93 94					
95					
96 97		1			
98 99					
100					
101 102 103 104 105					
103					
105					
106 107 108					
108 109					
110					
111 112 113 114 115 116					
113 114					
115					
117					
118 119					
118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129					
122					
123 124					
125 126					
127					
128 129					
	,	ı	1	1	全 級
人員計	人 19	人 21	人 19	人 25	100.0
公式 P □ 1 ± = + > □ 1 ×	19	%	%	%	100.6
級別構成比			22.6	29.8	100.0
平均給料月額	319,174	389,686	422,353	498,072	413,383 病 48.3
平均年齢	319,174 歳 39.2	歳 46.3	422,353 歳 48.8	498,072 歳 56.5	人 48.3

教 育 職 給 料 表 (二) (高等学校、義務教育学校、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

	1 級	2 級	3級	4 級	5 級
標準的な職 務	助教諭・実習助手	教諭	主幹教諭	副校長・教頭	校長
号給	人	人	人	人	人
1 2					
1 2 3					
4 5 6 7 8 9 10	2				
6	2				
7		1			
9		2			
10 11	1	2			
12 13	1				
13 14	1	$\begin{bmatrix} 3 \\ 4 \\ 2 \end{bmatrix}$			
15	2	$\stackrel{1}{2}$			
16 17	1	477			
18		1			
19 20	1	77			
21 20		1 77 30 183			2
22 23		10 540			2 38 147
$\frac{\bar{24}}{2\bar{5}}$		41			169
25 26	1	202 44			79 89
27	2	633			108
19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	<u>1</u> 4	41 234			84 110
30	2	102 715	1		66 49
31 32 33	1	64			16 19
33	9	240 120			19 19
34 35 36 37 38 39 40	2 7	756			44
36	<u>1</u>	87 245			42 45
38	9 2 7	245 165			54
39 40	7	806 90			57 29
41 42		309			42 45 54 57 29 25 19 12 7
43	$\begin{bmatrix} 1 \\ 9 \end{bmatrix}$	135 786			19 12
44 45 46	<u>3</u> 5	107			
45 46		284 168	1		5 4
47	1 5 6	168 568			-
48 49	b	125 26	<u>1</u>		1
50	9	21 1	1		
51 52 53	3 5 6	$ \begin{array}{r} $			
53 54		164			
54 55	4 8 6	479 177	2		
<u>56</u>		301	1		
54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 77 78 79 80 81 82 83 84	3 2 2 2 12 2 5 6	479 177 301 191 471 159			
59 60	2	159	2		
61	12	294 136 416 72 88 136 258 168 361 23 34 135 252 205 328 133			
62 63	2	$\frac{416}{72}$			
6 <u>4</u>	6	88 88			
65 66	1	136 258		1 3	
67	1 1	168		3 3	
68 69	<u>5</u>	361 23	1	4	
70	6	34		3	
71 72	5 2 6 3 6	135 252		3 4 11 15 15 22 46 65 199 80 49 79 172	
73		205	2	15	
74 75	4 1 4 3	328 133	1	15 22	
76		190		46	
77 78	1	157 280	2 1	65 199	
79		165	1	80	
80 81	2	196 170	l	49 79	
82	2 2 4	190 157 280 165 196 170 265 142 210	2	172	
0.2	4	142		60 95	

職務の級	1級	2級	3 級	4 級	5 級	
標準的な職 務	助教諭・実習助手	教諭	主幹教諭	副校長・教頭	校長	
	人 2	人 170	人	人 81	人	
85 86 87	2 2 2 2	170 221 128	1 3	81 109 91		
88	1	186	1	72		
89 90	1	7	1	63 54		
91 92 93 94 95 96	1	130 186	2 2 8 22 25 16	39 33		
93 94	$\begin{bmatrix} 1 \\ 3 \end{bmatrix}$	115 176 108	8 22	33 19 21		
95 96	3 2	108 141	25 16	13 11		
97 98	2 1	96 132	11 12	6 4		
99 100	2 3	103 141	15 15 8	1		
101 102		5	5 5			
102 103 104		10 5	4			
105	2	91 112				
106 107	2 2 3	109 132	1			
108 109 110	2 1	83 94				
110 111	1	94 122				
111 112 113	2	84 115				
113 114 115		121 121 146				
115 116 117	2	155				
117 118 119	4 1 2	115 137				
119 120	1	100 137				
121 122	2 1	119 156				
123 124	1 3 2	116				
120 121 122 123 124 125 126 127	1	161 192 129				
127	1	123 198 217				
128 129 130		252 187				
131	2	187 298				
132 133	-	298 320 280 375				
134 135	4	355				
132 133 134 135 136 137	11	351				
138		10 539 427				
140 141 142 143 144 145	<u>1</u> 2	594 600				
142	1 2	847				
143 144	۷	1194 1194				
146		1026				
147 148		594 600 847 599 1194 1026 670 952 257 237 77 77				
149 150		237				
151 152		139				
147 148 149 150 151 152 153 154		4 3				
155		4				
155 156 157 158 159 160						
158 159						
160 161	3	28				
			<u> </u>		人	全 級
人員計	人 266 %	31,509	人 163	1,542	1,339	34,819 %
級別構成比	% 0.8	90.5	% 0. 5	% 4.4	% 3.8	100.0
平均給料月額	円 263,896	円 337,279	円 409,153	円 430,000	円 442,049	厂
	歳	歳	歳	歳	歳	345,190 歳 41.6
平均年齢	33.9	40.3	52.9	53.0	57.1	41.6

(注) 平均年町 | 30.9 | (注) 平均給料月額には、給料表の備考欄による加算額が含まれる。

研究職給料表 (研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級	1 級	2級	8) 3 級	4級	5級
標準的な 職務	技師	研究員	上席研究員	次長・主席研究員・ 主任上席研究員	所長
	ر ا	人	人	人	人
1 2 3 4 5 6 7 8					
3					
4 5		1			
6		Î.			
8		1			
9					
10 11		2	5		
12 13		1 7			
14		1	4		
15 16		1	4 2 2		
17		1			
18 19		5	3		
20		5 3			
21 22		1	2		
$2\overline{3}$		2	7		
19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40		4			
26		1	2		
28		4 3	4		
29			9		
31		4	3		
32		<u>3</u> 3	2 3 5 3		9
34			1		2 2 2
35 36		2	5		2
37		1	1		
38 39		1 1	$\frac{1}{2}$		
40			4	1	
41 42		1 1	1		
43			1	1	
41 42 43 44 45		1	1 1 2	<u></u>	
46		5	2	1	
48		1	3 2	1	
47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68		1	2 3 3 1	$\frac{1}{2}$	
51			3	1 2 5	
52 53				14	
54			2 2 2 1		
55 56				1	
57 50			2	5	
59		$\frac{1}{2}$	2 1 4 2	8 2	
60	1	2	2	3	
62	1		2 6	5 5	
63 64			6	4	
65		1		4	
66 67			$\frac{3}{2}$	2 1 5 8 2 3 3 5 4 3 4 6 9	
68	1		1	9	<u> </u>

職務の級	1 級	2 級	3級	4 級	5 級	
標準的な 職務	技師	研究員	上席研究員	次長・主席研究員・ 主任上席研究員	所長	
	人	人	人 3	人 13	\(\)	
70 71				5 6		
69 70 71 72 73 74 75 76			1 1	8 6		
74 75				10 8		
76 77				1 <u>2</u> 10		
78 79 80				13 9		
80 81				<u>6</u> 28		
81 82 83 84 85 86 87						
84 85						
86 87						
88 89			1			
88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98			-			
92 93						
94 95						
96 97						
98 99						
99 100						
101 102 103 104						
104 105						
105 106 107						
107 108						
109 110 111						
112 113						
114 115						
116 117						
118						
118 119 120 121						
141	1	ī	ı	ı	r	全 級
人員計	人 2	人 68	人 113	人 216	人 6	人 405
級別構成比	% 0.5	% 16.8	% 27.9	% 53.3	% 1.5	% 100.0
平均給料月額	円 248,300	Ξ 252,749	円 353,486 歳	円 438,930	円 465,018	円 383 , 275
平均年齢	歳 32.5	歳 29.0	歳 38.7	歳 52.3	歳 57.5	歳 44.6

医療職給料表(一) (保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級	1 級	2級	3 級	4 級
標準的な 職務 号給	医師	主任医師	センター長	センター長
	人	人	人	人
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12				
3				
<u>4</u> 5				
6				
8				
9				
10				
12				
13 14				
15				
14 15 16				
18				
19 20				
18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39				
23				
24 25				
26 26				
27				
29				
30				
31 32				
33				
35				
36 37				
38				
39 40			1	
41				
42				
44				
45 46				
47				
40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64				1
50				1
51 52				
53				1
54 55				1 1
<u>56</u>				ļ
57 58			1	1
59			1	1
60 61				
$6\overline{2}$				4
63 64			1	1
<u>U4</u>	L		l l	L

職務の級	1 校	2級	3 級	4級	
標準的な 職務	医師	主任医師	センター長	センター長	
		人	人	人 3	
66				J	
68					
69 70					
71					
65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96					
74 75			1		
76 77					
78 70					
80 80					
81 82			1		
83 84			1		
85 86			-		
86 87					
<u>88</u> 89					
90 91					
92					
93 94					
95 96					
97					全級
	人	人	人 6	人	γ.
人員計	- %	1 %	<u>6</u> %	10 %	17 %
級別構成比	_	5.9	35.3	58.8	100.0
平均給料月額	円 -	円 X	円 519,033	円 563,870	円 541,382
平均年齢	歳	X 歳 X	519,033 歳 50.7		541,382 歳 54.5

医療職給料表(二) (保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で 人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級	1級	2級	3級	会規則で定める	5級	6級	7級	8級
標準的な 職務	技師	技師	主任技師	専門員	上席専門員	次長・課長	所長	所長
	人	人	/	人	人	人	人	,
1 2 3 4 5 6 7 8								
10 11 12 13		3						
14 15		1 11						
16 17 18 19 20		10 1 11						
18 19 20 21 22 23 24 25	5 2	2 3 19 2	1					
26 26 27 28	1 2	2 2 2 12	3 3		1			
26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36	6 5	3 3 15 1 5	11 1	1 1 4	1			
33 34 35 36	4 2 2 2	5 6 19 2	1 10 3	1 1 3	1 2 1 1			
38 39 40	۷	$\begin{array}{c} 3 \\ 10 \\ 1 \end{array}$	5 2	2 5 6	1 2 2 3 3			
41 42 43 44		2 5 9 1 5 6	5	6 2 3 5 7 1 1 6 1 1 1	3	1		
45 46 47 48	1		3 2	1 1 1 6	1 5 2	1		
49 50 51 52	3 2	1 3 1 1	3 2	1 1 1 1	2 1 4 1	3		
38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64	1	1 1	2	1 4	1 5 2 1 4 1 1 10 2	3 5 2 1		
57 58 59 60	1	2 3 2		1 1	4	8 3 3		
61 62 63 64		1	1	1	2 2 1	7 1 1 4		

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6 級	7級	8級	-
標準的な	技師	技師	主任技師	専門員	上席専門員	次長・課長	所長	所長	
号給 職務	人	人	人	人	人 工业 4.1首		人	人	
65 66				1	1	人 5	·	·	
67	1				2	9			
65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99					1	1 <u>1</u> 5 5			
70 71		2			1	5 4			
72		$\frac{1}{1}$			1	4 58			
74		1			1	90			
75 76					1 1				
77									
78 79		1			1				
80 81									
82									
84									
85 86									
87 88									
89									
90 91									
92 93									
94									
95 96									
97 98									
99									
100 101									
102 103									
104 105									
105	_								
106 107 108 109									
109									
110 111									
112 113									
-10	ı	ī	r	r	r	ı	r	ı	全級
人員計	人 40	人 199	人 58	人 63	人 73	人 141	人 1	人 1	576
級別構成比	% 6.9	% 34.5	10.1°	% 10.9	12.7	24.5	% 0.2	0.2	9 1 00. 0
平均給料月額	円 198,180	円 230,80 <u>5</u>	円 270,443	円 312,181	円 365,421	円 415,827	円 X	円	304,537
平均年齢	歳 26.2	歳 29.6	歳 34.2	歳 38.3	歳 43.4	歳 53.0	歳 X	歳 X	38.3

医療職給料表(三) (保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で 定めるものに適用)

_	職務の級			らのに適用)	Г			
/		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給	標準的な職務	准看護師	保健師·看護師	主任保健師· 主任看護師	主査	副主幹	課長	課長
-7 MH		人	人	人	人	人	人	J
	1 2 3 4							
	3							
	5 6 7							
	7							
	. 8							
	10							
	11							
	8 9 10 11 12 13 14							
	14							
	15							
	16 17		3					
	18							
	19							
	21		I					
	22							
	23 24		1					
	19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40							
	26		1	3				
	28		3					
	29							
	30		5	2				
	32		3	۷	2			
	33		,					
	34		$\begin{array}{c} 1 \\ 4 \end{array}$	3				
	36		1					
	37			1 3				
	38 39		5	3	1			
	40			1	3			
	41 42		2 2 2 2 2					
	42		$\overset{2}{2}$					
	43 44		2		1			
	45 46 47		1	1 1				
	47		4	1	1 2		1	
	48				2			
	49 50		1	1	1			
			1	1			1	
	.52 53		<u>1</u> -		4			
	54		1 3					
	55 56		3	4				
	51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64			1	4 1			
	58		1 1 1 1		1		1	
	59 60		1					
	61							
	62		1 2 1 3		-		1	
	63 64		$\begin{bmatrix} 1\\3 \end{bmatrix}$		1 1		1	
	65		Ĭ					
	66		1		$\begin{array}{c} 1\\1\\2\end{array}$			
	68		1		2	1		
	65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79		1		1			
	70 71				1	2 1		
	72				1	l		
	73				1	1		
	74 75		1		$\begin{bmatrix} 1\\2\\1 \end{bmatrix}$	1		
	76				1			
	77	•			1	1 3		
	79		1			3		
	00		Î.			3		

職務の級			1					Ĭ
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	
標準的な職務	准看護師	保健師·看護師	主任保健師· 主任看護師	主査	副主幹	課長	課長	
	人	人	人	人	人	人	人	
81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97		1	1	1	$\begin{array}{c} 1\\2\\3\end{array}$			
82 83		1			2 3			
84					2			
85		Ţ		_	2 5 2 4 3 2 2			
86		1		$\frac{1}{1}$	$\frac{2}{4}$			
88				1	3			
89					2			
90		1		1	2			
91		1			1			
93					18			
94								
95		1						
97								
98								
99		1						
100		<u>1</u>						
102								
100 101 102 103								
104		 						
104 105 106								
107		1						
108		 						
109 110								
111								
112 113 114								
113								
115								
116								
117 118								
118								
120								
121 122 123								
122								
123								
124 125 126								
126								
127 128								
129 130								
130								
131								
133								
131 132 133 134 135 136 137 138 139								
135								
137		 						
138								
139								
140		 						
140 141 142 143 144 145 146								
143								
144								
146		2						
147 148								
148		 						
149 150								
151								
152							<u> </u>	
153								
151 152 153 154 155								
156 157]						
157								A
+	1	1	ı,	人	人	人	I.	全 級
人員計	_ 人	人 73	人 19	人 40	人 58	人 5	_ 人	1
OT THE STATE OF TH	%	%	<u> 19</u>	%	%	%	%	
級別構成比	_	37.5	9.7	20.5	29.7	2.6	_	10
	円	円	円	円	円	円	円	
THE LEFT AND ADDRESS OF THE PARTY.	_	261,345	283,463	336,493	392,897	428,400	-	322,3
平均給料月額	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	,

海事職給料表 (船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な 職務	航海士·機関士	一等航海士•一等機関士	一等航海士•一等機関士	船長·機関長	船長·機関長
	人	人	人	人	人
2					
$\begin{bmatrix} 3 \\ 4 \end{bmatrix}$					
5 6	1				
7					
1 2 3 4 5 6 7 8 9					
10					
11 12 13					
13 14	1				
14 15 16 17					
17 17					
18 19					
18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40					
22			_		
23 24	1		1	1	
25 26					
27	2			1	
28 29					
30 31			1		
32					
33					
35 36				1	
37	1				
39				_	
F				2	
42				2	
41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64				۷	
45 46					
47 48	1				
49 50		·····			·
50 51			1		
52 53				1	
54					
55 56	1			1	
57 58				1	
59 60			1	1	
61					l
62 63				1	
64					

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	
標準的な 職務	航海士·機関士	一等航海士•一等機関士	一等航海士•一等機関士	船長·機関長	船長·機関長	
65 66 67 68	Λ	Λ	Λ	1 1	Λ	
69 70 71 72 73				1		
74 75 <u>76</u>			1.	1 1		
78 79 80			1	2		
82 83 84 85				2		
86 87 88 89				6		
90 91 92 93				0		
93 94 95 96 97						
98 99 100			1			
101	r	r	r	r	r	全級
人員計	人 8	人 1	人 7	人 27	人 1	人 44
級別構成比	% 18.2 円	2.3	% 15.9	61.3	2.3	100.0 円
平均給料月額	円 223 , 550	円 X	Щ	円 417 .4 67	円 X	円
平均年齢	223,550 歳 24.5	% 2.3 円 X 歳 X	354,043 歳 41.7	歳 47.9	円 X 歳 X	369,502 歳 42.4

福 祉 職 給 料 表 (児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級	1級	2級	員で人事委員会規則 [™] 	4級	6級	
標準的な 職務	児童指導員・	児童指導員・	児童指導員・	課長·上席児童指導	5級	
号給職務	保育士人	保育士	保育士	員·上席保育士 人	次長 人	次長
1	^	人	, ,	,	,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
1 2 3 4 5 6 7 8						
4						
5						
7						
8						
10						
11						
12 13						
14						
15 16	1					
17						
18						
19 20						
20 21 22 23 24 25	1	1	1			
22 23	2					
24						
25 26	7 1	3 1				
2.7	1	1				
28 29	4	<u></u>				
30	4	1 1	1			
31	4					
31 32 33 34	3	2				
34		_	_			
35 36 37 38 39	7	3	2 3			
37	4	i				
38	4 2 3	1	2	1		
40	3			1		
41	1		1	1		
42		1	2 1			
42 43 44 45						
45 46	3 3	2 1	1			
47	Ü	1	1			
<u>48</u> 49		1	1			
	1					
51	1	2				
53	<u>1</u>	······				
50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80	1 1 3		1			
55 56	3 1					
57	÷			_		
58 59	1		1	1 1		
60	1	1				
61				1		
63		1				
64			1	1		
66						
67						
69				1		
70				1 1		
71 79				3		
73	1			1		
74 75				Î.		
76				1		
77				Î		
78 79						
80				<u>1</u>]	

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
標準的な職務	児童指導員・	児童指導員・	児童指導員・	課長·上席児童指導	次長	次長	
7.89	保育士 人	保育士 人	保育士 人	員·上席保育士 人	人	人	
81 82 83 84 85				1			
83	1			1			
85 85	-			1			
86 87							
88 89						 	
90							
91 92				2			
91 92 93 94							
95				2			
95 96 97 98				9		 	
98 99							
100							
101 102							
103 104							
105							
106 107							
108 109						 	
110 111							
111 112 113							
113 114							
115							
116 117							
118 119							
120 121							
122							
123 124 125							
125 126							
127							
128 129							
130							
131 132 133 134 135 136 137						 	
133							
135 136							
137							
139							
140 141						l	
138 139 140 141 142 143							
143 144 145							
145 146 147							
148							
149 150		+					
151							
152 153						<u> </u>	
100	1	1	1	1	ı	1	全級
人員計	人 59	人 27	人 19	人 34	人 1	- 人	人 1 40
	%	%	%	%	%	%	%
級別構成比	42.1 円	19.3 円	13.6 円	24.3 円	0.7 円	- 円	100.0 円
平均給料月額	206,712	261,844	312,500	387,491	X	_	277,147
平均年齢	歳 26.4	歳 32.7	歳 38.9	歳 51.0	歳 X	歳	歳 35.6

特定任期付職員給料表

(高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の 期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に 従事する職員に適用)

号 給	人	員
		人
1		
2		2
2 3		
4		
5		3
5 6		
7		
人員計		5

第1号任期付研究員給料表

(招へいされて高度の専門的な知識を必要とする研究業務に従事する職員に適用)

号 給	人	員
		人
1		
2		
3		
4		
4 5 6		
6		
人員計		0

第2号任期付研究員給料表

(先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事する職員に適用)

号 給	人	員
		人
1		
2		
3		
人員計		1

その1 フルタイム勤務職員

(平成28年人事統計に関する報告)

給	料	表						級				1-1047	
	17	10	計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
			人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	行政耳	職給料表	188			4	106	75	3				
	研究耳	職給料表	11			1	10						
一般職員	医療職業	給料表(二)	9				3	3	3				
州文4 联	医療職業	給料表(三)	1				1						
	海事耳	職給料表	6				6						
	福祉耳	職給料表	2			1	1						
教育職員	教育職	給料表(二)	1,018	1	1017								
警察官	公安耳	職給料表	47				13	17	13		4		
給	幹	表 計	1,282										
	(60歳	617										
	(61歳	316										
	(62歳	196										
	(63歳	99										

⁽注) 該当人員0の級は空欄とした(その2において同じ。)。

54

64歳

その2 短時間勤務職員

(平成28年人事統計に関する報告)

給	料	表						級			C - 7 / 10 1		
不口	14	衣	計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
			人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	行 政 職	給料表	395			17	162	216					
	研究職	給 料 表	19			2	17						
一般職員	医療職給	料表(二)	11					5	6				
	医療職給	料表(三)	4			1	2	1					
	海事職	給料表	0										
	福 祉 職	給 料 表	3			2	1						
教育職員	教育職給	料表(二)	1,090		1090								
警察官	公安職	給 料 表	0										
給料	料 表	計	1,522										
	60	歳	243										
	61	歳	341										
	62	歳	364										
	63	歳	333										
	64	歳	241										

民 間 給 与 関 係

第11表 產業別、企業規模別調查事業所数

(平成28年職種別民間給与実熊調查)

	企 業 規	模				() /3/X/2/0 TIRA		, , , , , , ,
産	業	_	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
) <u>/</u> ±.	术	<u> </u>	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産	業	計	323	67	42	47	120	47
農業	,林業、漁	意業	1	_	_	_	1	_
	採石業,配業、建設		16	3	2	3	4	4
製	造	業	110	13	15	19	43	20
・水道	・ガス・熱(b) 道業、情報) 運輸業,郵(b)	通信	71	15	8	10	26	12
卸売	業 , 小 売	業	35	15	8	5	7	_
	業,保険業、 業,物品賃賃		18	8	3	1	6	_
	学習支援第 冨祉、サービ		72	13	6	9	33	11

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが

 - 1 上記調査事業所のはか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが 判明した事業所が2所、調査不能の事業所が43所あった。 2 調査対象事業所368所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所2所を除いた366所に 占める調査完了事業所323所の割合(調査完了率)は、88.3%。 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食 サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」(郵便局に分類されるものを除く。)及び 「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第12表 民間における初任給の改定状況

(平成28年職種別民間給与実熊調查)

						(1 //-	一切の主力は行動が	
/	. 歴		項 目	新規学卒者の採用あり	初 任 増 額	給 の 改 定 据置き	状 況 減 額	新規学卒者 の採用なし
	大	学	卒	% 28.4	(26.6)	(73.4)	% _	% 71.6
	高	校	卒	15.8	(26.3)	(73.7)	ı	84.2

(注) () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第13表 職種別、学歴別初任給

職種	学 歴	初 任 給
月取 7里		
	大 学 卒	201,608
新卒事務員•技術者計 {	短 大 卒	170,002
	高 校 卒	165,771
ſ	大 学 卒	200,883
新卒事務員	短大卒	164,665
	高 校 卒	159,048
	大 学 卒	204,325
新卒技術者	短大卒	187,235
	高 校 卒	170,402
新 卒 研 究 員	大 学 卒	_
┃ 新卒研究補助員{	短大卒	_
	高 校 卒	_
新 卒 大 学 助 教	大 学 卒	_
新卒高等学校教諭	大 学 卒	X
準 新 卒 医 師	大 学 卒	※ 369,028
準 新 卒 薬 剤 師	大 学 卒	※ 236,776
準新卒診療放射線技師	養成所卒	※ 195,923
新卒栄養士	短大卒	X
準 新 卒 看 護 師	養成所卒	※ 212,170
準 新 卒 准 看 護 師	養成所卒	※ 189,775

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を 除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
 - 2 「準新卒」とは、平成27年度中に資格免許を取得し、平成28年4月までの間に採用された場合をいう。 なお、医師については、平成25年3月大学卒業後、平成25年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修 了した後、平成28年4月までの間に採用された者に限っている。
 - 3 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。
 - 4 「※」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第14表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況

(平成28年職種別民間給与実態調査)

家族手当制度がある	配偶者に 家族手当を 支給する	配偶者の 収入による 制限がある	配偶者の 収入による 制限がない	配偶者に 家族手当を 支給しない	家族手当 制度がない
%	%	%	%	%	%
80.0	(89.0)	[76.5]	[23.5]	(11.0)	20.0

- (注) 1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした場合である。
 - 2 []内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

(平成28年職種別民間給与実態調査)

配偶者に対する家族手当を 見直す予定又は見直すこと について検討中	税制及び社会保障制度の 見直しの動向等によっては 見直すことを検討する	配偶者に対する家族手当を 見直す予定がない (検討も行っていない)
%	%	%
3. 6	21. 3	75. 1

(注) 配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その3 扶養家族の構成別支給月額

扶 養 家 族 の 構 成	支給月額
配偶者	13,830
配 偶 者 と 子 1 人	20,337
配 偶 者 と 子 2 人	26,291

- (注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。
- 備考 本県職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、 1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該 子1人につき5,000円が加算される。

第15表 民間における住宅手当の支給状況

(平成28年職種別民間給与実態調査)

	(十万号= 十八号(十五万寸) (115万十二 ランマ) (115万寸)
支給の有無	事業所割合
支給する	63.1
支 給 し な い	36.9
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の最高支給額の平均額	26,876

備考 本県職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第16表 民間における特別給の支給状況

(平成28年職種別民間給与実態調査)

		(十次20 十城座が以前相 7久忠嗣正)
項	目	支 給 額 等
平均所定内給与月額	下半期 (A1)	371,667
一 子 均 別 足 内 和 子 月 镇	上半期 (A2)	369,363
特別給の支給額	下半期 (B1)	785,428
一种加加 40 × 和 俄	上 半 期 (B 2)	801,001
	下半期 (B1/A1)	2.11
特別給の支給割合	上半期 (B2/A2)	2.17
	年間	4.28

⁽注) 下半期とは平成27年8月から平成28年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。 備考 本県職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.20月である。

第17表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

部 長 級	(非役員)	課長	長 級	係	員
一定率(額)分	一定率(額)分 考課査定分 -		考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
54.5	% 45.5	% 55.0	% 45.0	61.1	% 38.9

第18表 民間における給与改定の状況

(平成28年職種別民間給与実態調査)

					() // (= -) // (122/9)	
役職段階	<u></u>	項目	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
課	長	級	% 19.5	10.5	0.3	% 69.7
係		逥	23.6	11.6	0.3	64.5

⁽注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第19表 民間における定期昇給制度の状況

(平成28年職種別民間給与実熊調査)

					() /	700 IN E7170	7/10 7 / (心)の 五/
	_	項目	定期昇給				定期昇給
役職段階			制度あり	自動昇給	查定昇給	昇格昇給	制度なし
課	長	級	90.0	33.2	% 74.5	% 43.5	10.0
係		員	95.9	42.2	77.1	46.4	4.1

⁽注)1 定期昇給の有無が不明の事業所を除いて集計した。

第20表 民間における定期昇給の実施状況

		→ T □				·	1 /// = 0 1///	E/3.15 (11.17/11)	
``	_	項目	定期昇給	定期昇給				定期昇給	定期昇給
役職段隊	皆		制度あり	実施	増額	減額	変化なし	中止	制度なし
			%	%	%	%	%	%	%
課	長	級	88.2	87.1	19.9	6.3	60.9	1.1	11.8
係		員	95.2	93.7	21.8	7.1	64.8	1.5	4.8

⁽注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない 事業所を除いて集計した。

² 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第21表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

r	Ī		(十八人20十八年八月	民间稻 与 美悲調宜)
割増賃金率	適用行	泛業員	(参考) ;	適用事業所
司伯貝並平 	割合	累積割合	割合	累積割合
	%	%	%	%
31%以上	6.9	6.9	9.4	9.4
30%	31.2	38.1	24.8	34.2
29%	-	38.1	-	34.2
28%	1.0	39.1	1.1	35.3
27%	2.4	41.5	2.2	37.5
26%	-	41.5	-	37.5
25%	58.5	100.0	62.5	100.0

第22表 企業規模別、職種別、学歴別民間給与額等

その1 給与比較の対象職種

1	企業規			/ 刈	里			(平成28年職種別民間	『給与実態調査 》
毦	哉 私	重	名	調 査実人員	年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) — (B)	備 考	対 応 級
		, 1		人	歳	円	円	円	√構成員50人以上の	
	支 店			30	52.0	831,548	18	831,530	支店(社)の長(取	500人以上、本
	大	学	卒	24	52.6	836,084	22	836,062	締役兼任者を除 く。)	表3企業規模 100人以上500人
	短	大	卒	X		X	X	X		未満及び本表 4 企業規模50人以
	高	校	卒	4	48.9	797,861	0	797,861		上100人未満の
	中	学	卒	Х	X	X	X	X		対応級欄参照
事									(##+4=F0 P1 .co	
	工場			14	54.4	737,888	0	737,888		
務	大	学	卒	9	53.8	825,951	0	825,951	兼任者を除く。)	
	短	大	卒	X	X	X	X	X		
•	高	校	卒	4	55.0	613,244	0	613,244		
	中	学	卒	_	_	_	_	_		
技										
	事 務	部長		419	52.3	661,895	1,038	660,857		1774
術	大	学	卒	318	52.2	682,316	615	681,701	 長 職能資格等が上記	
	短	大	卒	26	51.4	606,882	1,111	605,771	部の長と同等と認	
関	高	校	卒	70	52.6	589,780	2,977	586,803	められる部の長及 び部長級専門職	
	中	学	卒	5	54.0	705,893	0	705,893	(取締役兼任者を	
係									•	
	技 術			232	51.9	647,800	851	646,949	同 上	同 上
職	大	学	卒	188	51.9	656,488	565	655,923		
	短	大	卒	13	50.2	585,571	7,326	578,245		
種	高	校	卒	31	52.4	610,302	0	610,302		
	中	学	卒	_	_	_	_	_		
									(上記郊長に東井笠の	
	事務部			142	50.8	602,530	1,879	600,651		同 上
	大	学	卒	107	50.6	631,140	2,208	628,932	者 職能資格等が上記部	
	短	大	卒	12	48.6	541,201	42	541,159	の次長と同等と認め られる部の次長及び	
	高	校	卒	23	53.6	499,681	1,515	498,166	部次長級専門職 中間職(部長一課長	
	中	学	卒	_	_	_	_	_	【間)	

⁽注) 1 「X」は、調査実人員が1人の場合である(以下本表において同じ。)。

^{2 「}中間職(部長―課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の 等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下本表において同じ。)。

		見関訂										
暗	战 稙	<u> </u>	名	調査実人員	年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) — (B)	備考	対 応 級		
	技術部	沙毛		人 83	歳 50.1	円 552,707	円 147	円 552,560	∫前記部長に事故等の	 ∫ 本表 2 企業規模		
			ميلي						あるときの職務代行 者	500人以上、本表3企業規模		
	大	学	卒	65	50.0	559,528	77	559,451	職能資格等が上記部 の次長と同等と認め	100人以上500/		
	短	大	卒	4	48.4	540,423	59	540,364	られる部の次長及び部次長級専門職	る部の次長及び 未満及び本表		
	高	校	卒	14	50.8	521,767	554	521,213	中間職(部長一課長間)	上100人未満の 対応級欄参照		
	中	学	卒	_	_	_	_	_	(HJ)			
事												
	事 務	課長		818	48.0	557,660	8,091	549,569		同 上		
務	大	学	卒	552	47.4	586,878	6,574	580,304	長 職能資格等が上記			
	短	大	卒	85	48.2	501,534	13,817	487,717	課の長と同等と認			
•	高	校	卒	176	49.5	498,917	9,259	489,658	められる課の長及 び課長級専門職			
	中	学	卒	5	50.6	442,996	29,605	413,391				
技												
	技 術	課長	Ę	686	48.1	569,867	15,195	554,672	同 上	同 上		
術	大	学	卒	444	47.2	569,972	12,121	557,851				
	短	大	卒	51	47.8	539,020	8,005	531,015				
関	高	校	卒	189	50.5	579,768	26,258	553,510				
	中	学	卒	2	52.7	417,375	0	417,375				
係												
	事務課	長代	理	301	46.1	540,782	28,703	512,079	★上記課長に事故等のあるときの職務代行者	同上		
職	大	学	卒	196	44.9	573,985	24,815	549,170	課長に直属し部下に係長 等の役職者を有する者	:		
	短	大	卒	42	45.5	488,888	29,302	459,586	課長に直属し部下4人以 上を有する者			
種	高	校	卒	63	50.4	463,280	41,692	421,588	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課	!		
	中	学	卒	_	_	_	_	_	長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長—係長間)			
									T TOURS (MINA MINA)			
	技術課	長代	理	148	42.9	494,154	70,002	424,152	同 上	同上		
	大	学	卒	85	39.1	503,854	76,719	427,135				
	短	大	卒	20	45.1	488,104	61,182	426,922				
	高	校	卒	41	51.4	471,370	55,638	415,732				
	中	学	卒	2	54.3	493,932	90,327	403,605				
	.1.	7	+		04.0	433,332	30,321	403,003				

⁽注)「中間職(課長—係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級 (格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう(以下本表において同じ。)。

	企業界												
稍	找 稙	<u></u>	名	調査実人員	年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) — (B)	備	考	対	応	級
	事 務	係 長		人 836	歳 44.7	円 456,907	円 52,919	円 403,988	 ∫係の長及で	び係長級	√ 本表	き2 企	業規模
	大	学	卒	398	42.6	472,372	55,937	416,435	】 専門職		 500人以上、 表 3 企業規		
	短	大	卒	106	44.5	417,127	42,077	375,050			100	人以.	上500人
			卒					·			企業	\$規模	本表 4 50人以
	高	校	·	329	47.4	450,650	52,767	397,883					未満の 『参照
事	中	学	卒	3	40.3	503,956	59,159	444,797			l		
	技 術	反 巨		505	45.7	E11 040	96 7E1	494 990	同	上	同	9	上
務		学 学	卒			511,040	86,751	424,289	l _H 1		IΗ	J	
務	大			187	40.7	482,908	86,042	396,866					
	短	大	卒	55	45.2	509,562	90,202	419,360					
•	高	校	卒	262	49.1	530,052	86,752	443,300					
44	中	学	卒	X	X	X	X	X					
技	-t 76). <i>I</i>		5 00	40.0	204.005	54.040	0.40 5.45	✔ 係長等のいる	事業所にお	=	.	r
	事 務			768	40.3	394,985	54,240	340,745	ける主任 係長等のいな		F]	上
術	大	学	卒	395	37.0	422,856	59,684	363,172	おける主任の 代理以上に直				
	短	大 	卒	121	42.7	367,764	48,297	319,467	を有する者 係長等のいな				
関	高	校	卒	246	44.5	361,631	47,039	314,592	おいて、職能 記主任と同等 る主任				
-	中	学	卒	6	46.7	392,743	96,388	296,355	中間職(係長	一係員間)			
係											_		
	技 術			562	42.5	444,834	51,611	393,223	同	上	同]	上
職	大	学	卒	323	40.9	445,699	44,562	401,137					
	短	大	卒	60	44.8	447,953	56,534	391,419					
種	高	校	卒	179	44.9	442,207	63,877	378,330					
	中	学	卒	_	_	_	_	_					
												_	
	事 務	係 員		3,278	34.6	309,142	33,408	275,734			F]	上
	大	学	卒	1,587	31.6	324,439	39,237	285,202					
	短	大	卒	621	36.1	289,811	25,397	264,414					
	高	校	卒	1,053	38.5	296,214	28,721	267,493					
	中	学	卒	17	45.7	332,595	54,971	277,624	公儿 昭外 一 昭外 -				

⁽注)「中間職(係長—係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級 (格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう(以下本表において同じ。)。

	11.未及	【字口									
	職種名		調 査実人員	平 均年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) — (B)	備	考	対 応 級	
				人	歳	円	円	円			
事務	技術	係 員		1,999	33.5	356,492	65,668	290,824			
• 技	大	学	卒	1,014	33.1	365,040	64,942	300,098			表 3 企業規模 100人以上500人
技術関	短	大	卒	247	32.2	324,627	59,874	264,753			未満及び本表 4 企業規模50人以
· 係 暗	高	校	卒	733	34.3	355,665	68,139	287,526			上100人未満の
租	中	学	卒	5	54.1	457,958	90,547	367,411			対応級欄参照

2	企業規模500	Y	IJ	\vdash

稍	哉 看	É :	名	調 査実人員	年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備考	対 応 級
				人	歳	円	円	円	(#出号50~21~	行政職
	支 店	長		28	52.1	853,769	20	853,749		
	大	学	卒	22	52.8	864,355	25	864,330	│ 締役兼任者を除 く。)	
	短	大	卒	X	X	X	X	X		
	高	校	卒	4	48.9	797,861	0	797,861		
	中	学	卒	X	X	X	X	X		
事										
	工場	· 長		10	54.8	786,982	0	786,982		同 上
務	大	学	卒	8	54.3	806,615	0	806,615	兼任者を除く。)	
	短	大	卒	_	_	_	_	_		
	高	校	卒	2	56.4	714,912	0	714,912		
	中	学	卒	_	_	_	_	_		
技										
	事 務	部 長		265	51.7	695,458	1,407	694,051	{ 2課以上又は構成	同 上
術	大	学	卒	219	51.4	711,077	912	710,165	員20人以上の部の長	
	短	大	卒	11	52.1	592,893	428	592,465	職能資格等が上記 部の長と同等と認	
関	高	校	卒	31	53.2	632,935	4,872	628,063	められる部の長及 び部長級専門職	
	中	学	卒	4	52.9	741,487	0	741,487	(取締役兼任者を	
係										
	技 術	部 長		157	52.5	688,207	560	687,647	同 上	同 上
職	大	学	卒	141	52.4	691,316	618	690,698		
	短	大	卒	7	53.6	591,610	0	591,610		
種	高	校	卒	9	53.7	710,416	0	710,416		
	中	学	卒	_	_	_	_	_		
	事務部	次長		68	51.5	694,649	3,402	691,247	← 上記部長に事故等の あるときの職務代行	同 上
	大	学	卒	62	51.3	711,502	3,858	707,644	■ おいました	
	短	大	卒	2	50.4	577,795	0	577,795	の次長と同等と認め られる部の次長及び	
	高	校	卒	4	55.0	564,829	0	564,829	のれる部の状状及の 部次長級専門職 中間職(部長─課長	
	中	学	卒	_	_	_	_	_	間)	

2 企業規模500人以上

Ē	2 企業規模500人以上									
稍	找 種	Ĺ	名	調査実人員	年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) — (B)	備考	対 応 級
	技術部	7 V/m E		人 46	歳 51.9	円 507 055	円 106	円 507.940	∫前記部長に事故等の) 行政職
					51.2	597,955		597,849	】 あるときの職務代行 者	
	大	学	卒	42	51.0	591,130	107	591,023	職能資格等が上記部の次長と同等と認め	
	短	大	卒	2	53.4	655,792	166	655,626	られる部の次長及び部次長級専門職	
	高	校	卒	2	54.0	700,338	0	700,338	中間職(部長一課長間)	:
	中	学	卒	_	_	_	_		(FIJ)	
事										ムニマムでか
	事 務	課長	Ē	566	47.8	587,404	8,475	578,929		
務	大	学	卒	436	47.3	600,742	7,229	593,513	 長 職能資格等が上記	
	短	大	卒	42	47.3	530,024	14,175	515,849	課の長と同等と認 められる課の長及	ļ.
	高	校	卒	88	50.7	551,081	11,707	539,374	び課長級専門職	
	中	学	卒	_	_	_	_	_		
技										
	技 術	課長	Ē	503	48.4	601,250	17,243	584,007	同 上	同 上
術	大	学	卒	361	47.6	588,192	12,485	575,707		
	短	大	卒	32	49.3	567,451	3,879	563,572		
関	高	校	卒	109	51.6	671,029	42,706	628,323		
	中	学	卒	X	X	X	X	X		
係										
	事務課	長代	理	235	46.1	565,081	28,474	536,607		行政職 5級、6級
職	大	学	卒	171	45.3	592,559	26,847	565,712	課長に直属し部下に係長 等の役職者を有する者	ė.
	短	大	卒	30	45.0	494,649	28,103	466,546	課長に直属し部下4人以上を有する者	
種	高	校	卒	34	51.5	485,976	37,191	448,785	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる謝 長代理及び課長代理級専	
	中	学	卒	_	_	_	_	_	技代建及の課長代建級等 門職 中間職 (課長―係長間)	
	技術課	長代	理	102	42.3	509,311	76,490	432,821	同 上	同上
	大	学	卒	71	38.9	518,094	83,666	434,428		
	短	大	卒	6	49.8	514,744	80,141	434,603		
	高	校	卒	24	53.8	472,689	48,192	424,497		
	中	学	卒	X		X	X	X		
	·	•			İ					

2 企業規模500人以上

	2 企業規模500人以上 									
稍	我 種	Í.	名	調査実人員	年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) — (B)	備考	対 応 級
	事 務	係長	:	人 578	歳 45.5	円 486,069	円 57,424	円 428,645		
	大	学	卒	291	43.6	502,153	63,187	438,966	人 导門槭	3級、4級
	短	大	卒	62	45.1	436,834	44,194	392,640		
	高	校	卒	222	48.2	479,846	53,771	426,075		
	中	学	卒	3	40.3	503,956	59,159	444,797		
事										
	技 術	係長		370	46.3	547,910	90,213	457,697	同 上	同 上
務	大	学	卒	129	41.0	518,644	89,053	429,591		
	短	大	卒	33	46.6	567,488	87,749	479,739		
•	高	校	卒	208	49.2	561,804	91,248	470,556		
	中	学	卒	_	_	_	_	_		
技									(KEKO) ZEWEDA	
	事 務	主任	•	492	40.1	416,053	56,939	359,114	係長等のいる事業所にまける主任係長等のいない事業所に	9級(一部)+9
術	大	学	卒	287	37.5	435,373	60,680	374,693	おける主任のうち、課長代理以上に直属し、部間	₹ 級、4級)
	短	大	卒	78	42.0	380,352	55,047	325,305	を有する者 係長等のいない事業所に	
関	高	校	卒	126	45.1	392,719	48,951	343,768	おいて、職能資格等が」 記主任と同等と認められる主任	
	中	学	卒	X	X	X	X	X	中間職(係長―係員間)	
係										
	技術			343	43.7	475,011	46,762	428,249	同 上	同 上
職	大	学	卒	219	42.0	466,900	38,998	427,902		
	短	大	卒	18	51.0	480,681	21,641	459,040		
種	高	校	卒	106	46.3	494,724	72,560	422,164		
	中	学	卒	_	_	_	_	_		
	市 %	K F		1 007	0.4.1	200 000	9E C4E	907.041		行政職
		係員		1,987	34.1	322,686	35,645	287,041		1級
	大	学士	卒	1,022	31.2	333,425	41,721	291,704		
	短	大	卒	401	35.5	296,761	24,545	272,216		
	高	校	卒	557	39.0	321,195	31,873	289,322		
	中	学	卒	7	42.3	315,116	43,247	271,869		

2 企業規模500人以上

聑	哉 看	重 纟	各	調 査実人員	平 均年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備	考	対 応 級
				人	歳	円	円	円			
事務	技 術	係 員		1,217	32.5	369,531	70,828	298,703			行政職 1級
•	大	学	卒	639	33.5	387,162	72,825	314,337			
技術関	短	大	卒	127	30.8	331,788	65,485	266,303			
係職	高	校	卒	449	31.9	359,763	70,113	289,650			
種	中	学	卒	2	53.0	315,125	7,155	307,970			

3	企業規模100	人以	F500	人ラ	ト満

				部 木	₩ ₩	4 A —	> Ъ			
聙	找 種	Ì :	名	調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する	うち 時間外	(A) - (B)	備考	対 応 級
				人	歳	給与 (A) 円	手当 (B) 円	円		
	支 店	長		X	X	X	X	X	【構成員50人以上の	
	大	学	卒	X	X	X	X	X	支店(社)の長(取 締役兼任者を除	7級、8級
	短	大	卒	_	_	_	_	_	(<,)	
	高	校	卒	_	_	_	_	_		
	中	学	卒	_	_	_	_	_		
事										
	工場	長		4	53.8	650,531	0	650,531	√構成員50人以上の 工場の長(取締役)	
務	大	学	卒	X	X	X	X	X	兼任者を除く。)	
	短	大	卒	X	X	X	X	X		
	高	校	卒	2	54.0	537,595	0	537,595		
	中	学	卒	_	_	_	_	_		
技										
	事 務	部 長		121	53.0	621,961	333	621,628		
術	大	学	卒	78	53.7	645,497	39	645,458	長 長 職能資格等が上記	
	短	大	卒	11	50.8	609,961	2,310	607,651	部の長と同等と認	
関	高	校	卒	31	51.5	555,273	366	554,907	められる部の長及 び部長級専門職	
	中	学	卒	X	X	X	X	X	(取締役兼任者を	
係									,	
	技 術	部 長		64	50.7	572,924	1,678	571,246	同 上	同 上
職	大	学	卒	42	50.8	571,844	483	571,361		
	短	大	卒	5	47.1	550,675	19,306	531,369		
種	高	校	卒	17	51.8	586,157	0	586,157		
	中	学	卒	_	_	_	_	_		
	事務部	次長		66	50.0	525,050	554	524,496		同 上
	大	学	卒	43	49.7	538,040	246	537,794	者 職能資格等が上記部	
	短	大	卒	6	47.8	506,569	86	506,483	の次長と同等と認め られる部の次長及び	
	高	校	卒	17	52.5	488,945	1,934	487,011	部次長級専門職 中間職(部長—課長	
	中	学	卒	_	_	_		_	【間)	

3 企業規模100人以上500人未満

3		, = , , ,		久上500。	, ,,,,,,,,					
暗	找 種	重	名	実人員		きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) — (B)	備考	対 応 級
				人	歳	円	円	田	(会割が見た事状体の	行政職
	技術部	ß次長		36	49.1	502,281	197	502,084	前記部長に事故等の あるときの職務代行	1] 蚁槭 7級、8級
	大	学	卒	22	49.1	509,074	31	509,043	者 職能資格等が上記部	
	短	大	卒	2	45.7	477,493	0	477,493	の次長と同等と認め られる部の次長及び	
	高	校	卒	12	50.3	494,666	638	494,028	部次長級専門職 中間職(部長—課長	
	中	学	卒	_	_	_	_	_	(間)	
事										
	事 務	課亅	長	204	48.6	512,046	2,786	509,260	⟨ 2係以上又は構成 員10人以上の課の	行政職 5級、6級
務	大	学	卒	101	48.2	551,774	1,232	550,542	長	
	短	大	卒	35	48.8	488,006	11,447	476,559	職能資格等が上記課の長と同等と認	
•	高	校	卒	66	49.1	461,922	69	461,853	められる課の長及 び課長級専門職	
	中	学	卒	2	48.1	495,309	0	495,309		
技										
	技 術	課亅	長	167	47.0	484,115	9,356	474,759	同 上	同 上
術	大	学	卒	78	45.4	489,574	9,439	480,135		
	短	大	卒	19	44.4	476,340	17,100	459,240		
関	高	校	卒	69	49.5	480,147	7,679	472,468		
	中	学	卒	X	X	X	X	X		
係										
	事務課	長代	理	54	46.0	456,178	30,459	425,719	上記課長に事故等のある ときの職務代行者	行政職 4級
職	大	学	卒	19	42.0	465,887	8,422	457,465	課長に直属し部下に係長 等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以	- 112+
	短	大	卒	10	47.2	497,033	41,046	455,987	上を有する者 職能資格等が上記課長代	
種	高	校	卒	25	49.1	428,314	45,999	382,315	理と同等と認められる課 長代理及び課長代理級専	
	中	学	卒	_	_	_	_	_	門職 中間職(課長―係長間)	
	技術課	長代	理	46	44.5	455,617	53,507	402,110	同 上	同 上
	大	学	卒	14	40.2	415,795	33,755	382,040		
	短	大	卒	14	42.6	474,094	51,212	422,882		
	高	校	卒	17	48.5	469,729	64,895	404,834		
	中	学	卒	X	X	X	X	X		

3 企業規模100人以上500人未満

3		7017(2)	, .,)(<u>I</u>	人木満					
鸦	戈	Ĺ	名	調査実人員	年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) — (B)	備 考	対 応 級
	事 務	係長	Ĺ	人 203	歳 42.4	円 405,086	円 44,115	円 360,971	┃ 「係の長及び係長	級 行政職
	大	学	卒	87	39.1	408,762	41,085	367,677	【専門職	3 級
	短	大	卒	40	43.6	388,011	41,109	346,902		
	高	校	卒	76	45.6	408,718	48,883	359,835		
	中	学	卒	_	_	_	_	_		
事										
	技 術			120	44.4	429,889	79,212	350,677	同 上	同上
務	大	学	卒	53	39.7	416,376	81,665	334,711		
	短	大	卒	20	44.4	435,123	94,691	340,432		
•	高	校	卒	46	48.8	440,556	72,267	368,289		
	中	学	卒	X	X	X	Х	X		
技									C	
	事 務	主包	E	223	40.5	355,286	43,845	311,441	√係長等のいる事業所はける主任 係長等のいない事業所は 係長等のいない事業所は 係長等のいない事業所は 係長等のいない事業所は	2 级 (一郊) + 2
術	大	学	卒	89	36.2	393,032	55,851	337,181	おける主任のうち、説 代理以上に直属し、部	果長 殺)
	短	大	卒	38	44.8	359,549	39,529	320,020	を有する者 係長等のいない事業所	
関	高	校	卒	92	42.8	310,734	30,462	280,272	おいて、職能資格等が 記主任と同等と認めら	
	中	学	卒	4	43.2	374,767	99,867	274,900	る主任 中間職(係長─係員間	[])
係										
	技 術	主包	£	200	40.0	385,417	59,960	325,457	同 上	同 上
職	大	学	卒	95	37.3	382,551	60,247	322,304		
	短	大	卒	40	40.3	423,511	79,214	344,297		
種	高	校	卒	65	42.8	373,024	51,732	321,292		
	中	学	卒	_	_	_	_	_		
	事 務	係員	1	968	35.3	289,765	29,483	260,282		行政職
	大	学	卒	458	32.9	312,936	34,771	278,165		1級
	短	大	卒	177	37.3	280,553	27,047	253,506		
	高	校	卒	327	37.2	262,007	23,100	238,907		
	中	学	卒	6	48.9	330,499	54,986	275,513		
		-	- '	Ŭ	,0	, 200	,000	, = 20		

3 企業規模100人以上500人未満

聑	哉 種	重 夕	Ż	調査実人員	平 均年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) — (B)	備	考	対 応 級
				人	歳	円	円	円			
事務	技術	係 員		663	34.8	333,005	57,652	275,353			行政職 1級
	大	学	卒	329	32.4	325,192	50,831	274,361			
技術関	短	大	卒	103	33.5	311,227	51,358	259,869			
係職種	高	校	卒	230	38.3	349,744	67,820	281,924			
種	中	学	卒	Х	X	X	X	X			

4	企業規模50	人以_	Ŀ100,	人未満
---	--------	-----	-------	-----

暗	哉 種	į	名	調 査実人員	年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対応級
				人	歳	円	円	円	(#4885010110	ムーナルでか
	支 店	長		X	X	X	X	X	【 構成員50人以上の 支店(社)の長(取	
	大	学	卒	X	X	X	X	X		,
	短	大	卒	_	_	_	_	_		
	高	校	卒	_	_	_	_	_		
	中	学	卒	_	_	_	_	_		
事										
	工場	長		_	_	_	_	_	√構成員50人以上の 工場の長(取締役)	
務	大	学	卒	_	_	_	_	_	兼任者を除く。)	
	短	大	卒	_	_	_	_	_		
	高	校	卒	_	_	_	_	_		
	中	学	卒	_	_	_	_	_		
技										
	事 務	部 長		33	53.8	564,798	722	564,076		
術	大	学	卒	21	54.6	566,069	0	566,069		
	短	大	卒	4	51.0	634,191	0	634,191	部の長と同等と認	
関	高	校	卒	8	53.4	526,715	3,005	523,710	められる部の長及 び部長級専門職	
	中	学	卒	_	_	_	_	_	(取締役兼任者を 除く。)	
係										
	技 術	部 長	:	11	49.8	553,019	0	553,019	同 上	同 上
職	大	学	卒	5	48.9	558,900	0	558,900		
	短	大	卒	X	X	X	X	X		
種	高	校	卒	5	51.8	519,046	0	519,046		
	中	学	卒	_	_	_	_	_		
	事務部	次長		8	51.8	510,908	653	510,255		同 上
	大	学	卒	2	53.5	478,659	0	478,659	者 職能資格等が上記部	
	短	大	卒	4	48.9	573,527	0	573,527	の次長と同等と認められる部の次長及び	
	高	校	卒	2	56.0	419,043	2,564	416,479	部次長級専門職 中間職(部長一課長	
	中	学	卒	_	_	_	_	_	(間)	

4 企業規模50人以上100人未満

-1	4 企業規模50人			1100	八八仙					
聑	我 看	Ĺ	名	調 査実人員	年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) — (B)	備考	対 応 級
	技術部	次長		人 X	歳 X	円 X	円 X	円 X	∫前記部長に事故等の あるときの職務代行	
	大	学	卒	X	X	X	X	X	│ 者 │ 職能資格等が上記部	
	短	大	卒	_	_	_	_	_	の次長と同等と認め られる部の次長及び	
	高	校	卒	_	_	_	_	_	部次長級専門職 中間職(部長—課長	
	中	学	卒	_	_	_	_	_	(間)	
事										
	事 務	課長	麦	48	47.2	422,205	22,900	399,305		
務	大	学	卒	15	45.8	446,561	20,828	425,733	長	
	短	大	卒	8	49.7	425,215	21,541	403,674	職能資格等が上記	忍
	高	校	卒	22	46.7	404,580	22,218	382,362	められる課の長』 び課長級専門職	坟
	中	学	卒	3	51.6	422,495	41,206	381,289		
技										
	技 術	課身	툿	16	47.3	440,218	9,138	431,080	同 上	同 上
術	大	学	卒	5	46.6	488,693	28,000	460,693		
	短	大	卒	_	_	_	_	_		
関	高	校	卒	11	47.6	418,488	683	417,805		
	中	学	卒	_	_	_	_	_		
係										
	事務課	長代	理	12	45.1	403,632	26,855	376,777		4級
職	大	学	卒	6	43.2	384,029	15,696	368,333	課長に直属し部下に係去 等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人人	区
	短	大	卒	2	45.0	382,951	0	382,951	上を有する者 職能資格等が上記課長	
種	高	校	卒	4	48.1	442,626	56,452	386,174	理と同等と認められる。 長代理及び課長代理級	課
	中	学	卒	_	_	_	_	_	┃ 門職 ┃ 中間職(課長─係長間) ┃	
									`	
	技術課	長代	理	_	_	_	_	_	同 上	同 上
	大	学	卒	_	_	_	_	_		
	短	大	卒	_	_	_	_	_		
	高	校	卒	_	_	_	_	_		
	中	学	卒	_	_	_	_	_		

4 企業規模50人以上100人未満

4	II. / C/;		·/(v)	、上100人	C/[C][四]					
暗	哉	Ĺ	名	調査実人員	年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) — (B)	備考	対 応 級
	事 務	係長	Ž	人 55	歳 43.8	円 342,490	円 37,588	円 304,902		
	大	学	卒	20	41.3	315,144	15,433	299,711	し 専門職	3級
	短	大	卒	4	41.0	322,335	16,557	305,778		
	高	校	卒	31	45.9	362,869	54,710	308,159		
	中	学	卒	_	_	_	_	_		
事										
	技 術	係县	Ž	15	45.5	372,483	73,042	299,441	同 上	同 上
務	大	学	卒	5	44.4	387,316	65,471	321,845		
	短	大	卒	2	33.8	379,143	83,140	296,003		
•	高	校	卒	8	49.3	360,912	75,443	285,469		
	中	学	卒	_	_	_	_	_		
技									(KEWALL THE TE	ha
	事 務	主任	£	53	41.7	366,137	69,067	297,070		9級(一部)+9
術	大	学	卒	19	34.8	376,899	61,997	314,902	おける主任のうち、課:	長 級)
	短	大	卒	5	37.1	252,630	17,794	234,836	を有する者 係長等のいない事業所(ح
関	高	校	卒	28	46.6	376,557	81,033	295,524	おいて、職能資格等が 記主任と同等と認められる主任	
	中	学	卒	X	X	X	X	X	中間職(係長―係員間)	
係										
	技 術			19	42.1	398,119	73,294	324,825	同 上	同 上
職	大	学	卒	9	39.8	393,690	68,073	325,617		
	短	大	卒	2	39.0	432,176	134,702	297,474		
種	高	校	卒	8	45.4	394,587	63,816	330,771		
	中	学	卒	_	_	_	_	_		
	# 7b	tr: F	3	900	00.0	070.014	00.055	040 450		行政職
		係員		323	36.2	276,214	30,055	246,159		1級
	大	学	卒	107	30.4	278,060	31,504	246,556		
	短	大	卒	43	36.9	257,808	27,222	230,586		
	高中	校	卒	169	39.7	277,776	28,847	248,929		
	中	学	卒	4	46.4	357,941	70,371	287,570		

4 企業規模50人以上100人未満

聑	哉	<u>É</u> s	名	調 査実人員	平均年齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) — (B)	備	考	対 応 級
		•		人	歳	円	円	円			
事務	技 術	係員	Į	119	38.2	339,668	49,674	289,994			行政職 1 級
	大	学	卒	46	33.5	338,141	54,566	283,575			
術関	短	大	卒	17	38.6	339,517	57,828	281,689			
技術関係職種	高	校	卒	54	41.4	336,765	43,412	293,353			
種	中	学	卒	2	57.0	452,732	30,142	422,590			

11	E 業規模計					(平成28年職種別民間給与実態調査)
罪	裁 種 名	調 査実人員	年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備考
技能		人	歳	円	円	円	
	電話交換手	2	54.0	353,175	10,490	342,685	見習、外国語の電話交換手を除く。
労務	自家用乗用自動車運転手	7	53.7	321,396	26,851	294,545	業務委託契約等に基づき、他の事業所に
関	守 衛		57.5	351,233	0	351,233	おいて業務に従事している者を除く。
係職	用 務 員	9	55.3	354,497	12,146	342,351	
種							
	大学学部長	18	58.2	850,664	880	849,784	
教	大学教授	126	52.7	714,683	1,629	713,054	
育	大学准教授		43.6	591,585	3,540	588,045	
関	大 学 講 師		39.7	452,292	4,261	448,031	
係	大 学 助 教	19	35.6	397,136	0	397,136	
職	高等学校校長	_	_	_	_	_	
種	高等学校教頭	X	X	X	X	X	
	高等学校教諭	44	41.6	436,808	6,780	430,028	
							#42月10日の記の日(時候仏光
研	研 究 所 長	6	56.7	849,509	0	849,509	
究	研究部(課)長	44	51.1	762,196	78	762,118	【 2室(係)以上又は構成員7人以上
	研究室(係)長	11	46.3	635,449	16,440	619,009	の部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長
							√下記研究員より上位の者(研究所長
係	主任研究員	128	47.6	616,895	40,798	576,097	の職名を有する者、上記研究部
職	研 究 員	146	36.7	451,764	59,961	391,803	(課)長及び研究室(係)長を除
種	研究補助員	_	_	_	_	_	(<,)
	病 院 長		_	_	_	_	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副 院 長	2	51.0	2,230,460	0	2,230,460	
医	医 科 長	5	51.8	1,384,416	91,139	1,293,277	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医 師	46	43.9	1,078,621	167,769	910,852	
療	歯 科 医 師	_	_	_	_	_	
	薬 局 長	8	54.7	525,519	1,748	523,771	部下に薬剤師2人以上
関	薬 剤 師	75	34.8	354,025	28,795	325,230	
	診療放射線技師	79	35.4	347,675	33,355	314,320	
係	臨床検査技師	86	40.8	356,428	24,123	332,305	
	栄 養 士	40	32.8	272,086	23,112	248,974	
職	理学療法士	85	32.2	315,497	29,964	285,533	
	作業療法士		30.3	303,124	14,883	288,241	
種	総看護師長	9	55.3	539,501	696	538,805	部下に看護師長 5 人以上
1	看護師長		44.8	423,764	27,043	396,721	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看 護 師		37.4	373,798	53,669	320,129	
	准看護師		46.4	324,323	23,355	300,968	
<u></u>	世 但 暖 叫	140	40.4	02 4 ,020	∠ა,აამ	500,308	

その3 再雇用者

шж.	况保可					(十八人20十4联)	里別民间和分表忠嗣宜)
	職種名	調 査実人員	平均年齢	きまって 支給する 給与(A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) — (B)	備考
		人	歳	円	円	円	
	支店長・工場長	4	60.8	729,630	11,603	718,027	
	60 歳 男 性	2	_	993,018	0	993,018	
	事務・技術部長	26	62.2	507,490	175	507,315	
	60 歳 男 性	4	_	624,089	0	624,089	
	事務・技術部次長	2	60.5	403,494	28,432	375,062	
事	60 歳 男 性	Х	_	X	X	X	
務	事務・技術課長	21	62.4	388,339	186	388,153	その1給与比較の 対象職種の備考欄 参照
技術関	60 歳 男 性	3	_	318,679	0	318,679	
係職	事務・技術課長代理	3	63.0	542,278	0	542,278	
種	60 歳 男 性	Х	_	Χ	Х	Χ	
	事務・技術係長	14	60.8	353,526	31,958	321,568	
	60 歳 男 性	6	_	343,694	54,535	289,159	
	事務・技術主任	7	63.8	246,465	13,591	232,874	
	60 歳 男 性	Х	_	Χ	Х	Χ	
	事務・技術係員	401	61.9	258,323	13,433	244,890	
	60 歳 男 性	93	_	291,449	15,646	275,803	

<参考> 職員給与と民間給与との比較における役職の対応関係

本県	職員(行政職)	Þ	民間従業員の役職						
職務	標準的な職務	企業規模500人以上	企業規模100人以上	企業規模 50 人以上					
の級	/示・中ログよ4敗4方	の事業所	500 人未満の事業所	100 人未満の事業所					
10 級	部 長	支店長•工場長							
9級	担当部長	部 長•部次長							
8級	次 長	課長	支店長•工場長						
7級	課 長	и л Д	部 長•部次長	支店長・工場長					
6級	副課長・主 幹	課長代理	課長	部 長•部次長					
5級	班 長・副主幹	麻风 10年	и л . Д	課長					
4級	係 長・主 査	係長	課長代理	課長代理					
3級	副主査	IK K	係長	係長					
2級	主 事・技 師	主任	主 任	主 任					
1級	主 事・技 師	係員	係員	係員					

職員給与と民間給与との比較

第23表 職員給与と民間給与との比較

民間従業員の給与 (A)	職 員 の 給 与 (B)	較 差 $(A) - (B)$ $\left(\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100\right)$
381,720 円	380,850 円	870 円 (0.23 %)

- (注) 1 職員は行政職員、民間従業員はこれに相当する職種の職務に従事する者である。
 - 2 職員、民間従業員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

生 計 費 関 係

平成28年4月の標準生計費算定方法

県民一般の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」(総務省)等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調 査等の大分類項目に対応する。

食料費……食料

住居関係費……住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……被服及び履物

雑 費 I ……保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑 費 Ⅱ……その他の消費支出(諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕送り金)

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、全国の平成28年4月における1人世帯の費目別標準生計費(平成26年の「全国消費実態調査」(総務省)の18歳~26歳の単身勤労者世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費者物価、消費水準の変動分を加味して算定したもの)に、全国と千葉市の平成28年4月の費目別平均支出金額の比を乗じて算定した。

なお、 $2人\sim5$ 人世帯については、家計調査(千葉市・勤労者世帯)における平成28年4月の費目別平均支出金額(日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

(参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成27年1月~12月の家計調査の調査世帯(全国・勤労者世帯)のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第24表 千葉市における費目別、世帯人員別標準生計費(平成28年4月)

費目	世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料	費	27,270 ^円	40,290 ^円	51,370 ^円	62,440 ^円	73,520円
住居関	係費	43,300	47,710	43,560	39,400	35,250
被服・原	愛物費	4,570	10,920	13,420	15,920	18,420
雑 費	I	31,160	42,230	59,680	77,140	94,590
雑費	II	10,040	37,050	37,030	37,000	36,990
計		116,340	178,200	205,060	231,900	258,770

労 働 経 済 指 標

第25表 労働経済指標

		1	2	3		4	⑤						6		
		実質国内	常用雇用	有効求	人倍率	完全	きまって支給する給与					所 定 内			
		総生産	指数	(季節詞	周整値)	失業率			(調査産	産業計)			(調査		
$ \ $	項	(GDP)	(調査	全 国	千葉県	(季節	2	ê [E	Ŧ	葉 県	;		全 国	
'	B		産業計)	土田	一米州	調整値)			一般 労働者			一般 労働者			一般 労働者
年度・		前年度比・	前年度比・					前年度比・			前年度比・			前年度比•	
年月	\	前期比	前年同月比					前年同月比			前年同月比			前年同月比	
		(%)	(%)	(倍)	(倍)	(%)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)	(千円)
平成 26 4	年度	△ 0.9	0.5	1.11	0.91	3.5	290.8	0.3	352.9	261.6	△ 0.5	345.7	265.4	0.2	320.6
27	年度	0.8	1.1	1.23	1.04	3.3	289.1	0.5	352.1	264.1	1.3	343.5	264.0	0.6	320.0
平成 27年	4月		1.0	1.17	0.97	3.4	292.5	0.5	355.3	267.8	△ 0.6	347.7	266.5	0.6	322.0
	5月	△ 0.5	0.9	1.18	0.99	3.3	286.8	0.0	348.1	262.4	△ 0.1	340.5	262.6	0.3	317.2
	6月		0.9	1.19	1.00	3.4	290.1	0.8	352.4	264.1	1.0	341.7	265.5	0.8	320.9
	7月		1.0	1.21	1.02	3.3	289.4	0.6	352.4	263.1	0.6	341.0	264.5	0.7	320.5
	8月	0.5	1.0	1.22	1.04	3.4	287.2	0.3	349.6	262.8	0.8	340.4	262.9	0.3	318.5
	9月		1.0	1.23	1.06	3.4	288.1	0.4	350.7	260.8	0.7	339.7	263.8	0.3	319.7
	10月		1.2	1.24	1.05	3.2	289.8	0.6	353.4	265.2	1.3	346.3	264.3	0.5	320.8
	11月	△ 0.4	1.2	1.26	1.07	3.3	289.0	0.5	352.4	265.2	1.9	345.3	263.2	0.6	319.4
	12月		1.3	1.27	1.08	3.3	289.3	0.5	353.0	265.7	0.9	345.4	263.2	0.5	319.6
平成 28年	1月		1.2	1.28	1.07	3.2	286.6	0.2	350.4	262.4	0.0	342.7	261.8	0.4	318.6
	2月	0.5	1.0	1.28	1.04	3.3	288.6	1.0	352.1	262.8	1.1	343.2	263.6	1.1	320.1
	3月		1.2	1.30	1.06	3.2	292.0	1.3	355.2	266.3	2.1	347.8	266.3	1.2	322.2
	4月		0.8	1.34	1.09	3.2	293.8	0.5	357.0	269.6	0.8	349.1	267.6	0.4	323.4
	5月	0.2	0.8	1.36	1.13	3.2	287.5	0.3	348.6	266.3	1.5	345.9	263.0	0.1	317.5
	6月		0.9	1.37	1.16	3.1	290.3	0.0	352.3	263.8	△ 0.2	342.5	265.7	0.1	320.8

資料出所: ①内閣府、②厚生労働省「毎月勤労統計調査」、③厚生労働省、千葉労働局、④総務省「労働力調査」、⑤~⑨厚生労働省「毎月 (注) 1 ①は平成17暦年連鎖価格、②、⑤、⑥、⑪、⑫は平成22年基準である。

² ②、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨は事業所規模30人以上の数値である。

³ ⑩の平成26年度、平成27年度の欄は、それぞれ平成26暦年、平成27暦年の数値である。

-			7		8		9		10				11)		12
給	: 与		所定外	1 給 与	総実労働	動時間数	所定外労	働時間数	消	費 支	出(名	目)	消費者物	物価指数	国内企業
産業計	-)		(調査産	産業計)	(調査産	産業計)	(調査産	産業計)	(二人以	上の世帯の	のうち勤労	者世帯)	(総	(合)	物価指数
Ŧ	葉県	一般 労働者	全 国	千葉県	全 国	千葉県	全 国	千葉県	全	围	千卦		全 国	千葉市	
	前年度比・									前年比・		前年比・	前年度比·	前年度比•	前年度比•
	前年同月比									前年同月比		前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比
(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(千円)	(時間)	(時間)	(時間)	(時間)	(千円)	(%)	(千円)	(%)	(%)	(%)	(%)
239.0	$\triangle 0.5$	313.1	25.4	22.6	149.3	141.7	12.8	11.9	318.7	0.0	319.0	5.4	2.9	3.0	2.7
240.3	0.8	309.9	25.1	23.8	148.9	144.2	12.8	12.4	315.4	△ 1.0	302.9	△ 5.0	0.2	0.5	△ 3.2
243.6	△ 0.9	313.4	26.0	24.2	155.8	149.7	13.4	12.7	333.1	1.1	346.5	4.0	0.6	1.1	△ 2.1
239.9	△ 0.4	308.8	24.3	22.5	143.0	140.0	12.5	12.2	317.2	8.1	281.7	△ 6.8	0.5	0.8	△ 2.2
241.4	0.8	309.7	24.6	22.7	153.4	148.8	12.6	12.3	293.4	△ 0.9	243.6	△ 25.4	0.4	0.6	\triangle 2.4
239.5	0.2	307.7	24.9	23.6	155.5	150.7	12.7	12.5	315.5	1.3	271.2	△ 18.2	0.2	0.5	△ 3.2
239.5	0.4	307.5	24.3	23.3	145.4	140.8	12.2	11.9	317.5	3.7	317.4	△ 10.9	0.2	0.3	△ 3.7
238.3	0.2	307.8	24.2	22.5	147.0	142.0	12.7	12.4	299.3	△ 1.4	332.0	11.0	0.0	0.2	△ 4.0
240.7	0.4	311.4	25.4	24.6	149.7	144.8	13.0	12.9	310.4	△ 1.3	274.6	△ 21.4	0.3	0.4	△ 3.8
241.2	1.5	311.2	25.8	24.0	149.6	144.0	13.3	12.6	295.1	△ 3.6	284.9	△ 5.4	0.3	0.6	△ 3.7
240.4	0.5	309.8	26.2	25.3	147.9	144.5	13.4	13.6	340.1	△ 5.0	348.9	13.2	0.2	0.4	△ 3.5
237.5	△ 0.5	307.4	24.8	24.8	140.4	137.8	12.3	11.7	312.8	△ 2.3	387.1	25.0	0.0	△ 0.1	△ 3.2
239.5	0.9	310.3	25.0	23.3	147.0	140.4	12.6	11.6	298.3	2.4	332.6	30.6	0.3	0.4	△ 3.4
242.0	1.6	313.6	25.8	24.3	152.5	146.9	13.2	12.9	335.5	△ 4.7	362.8	△ 1.9	△ 0.1	0.3	△ 3.8
245.9	0.9	316.0	26.3	23.8	153.8	147.7	13.3	12.7	337.3	1.3	350.2	1.1	△ 0.3	△ 0.3	△ 4.2
239.9	0.0	308.8	24.5	26.3	142.7	142.6	12.2	14.1	308.0	△ 2.9	425.8	51.2	△ 0.4	0.0	△ 4.3
240.1	△ 0.5	308.9	24.6	23.6	154.0	149.2	12.5	12.4	276.6	△ 5.4	288.7	18.5	△ 0.4	△ 0.2	△ 4.2

勤労統計調査全国調査」、県統計課「毎月勤労統計調査地方調査」、⑩総務省「家計調査」、⑪総務省、⑫日本銀行

人 事 院 勧 告

給与勧告の骨子

〇 本年の給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差(0.17%)を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、 給与制度の総合的見直しにおける本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.1月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

給与制度の改正

- ① 給与制度の総合的見直しについて、本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② 配偶者に係る扶養手当の手当額を他の扶養親族と同額とし、子に係る手当額を引上げ
- ③ 専門スタッフ職俸給表に4級を新設

I 給与勧告制度の基本的考え方

1 給与勧告の意義と役割

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更 に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有する ものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤

2 民間準拠による給与水準の改定

- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を 反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的
- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値での比較は適当でなく、給与決定要素を合わせて比較 することが適当。本院の比較は、職種を始め、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、 年齢を同じくする者同士の給与額を対比させ、国家公務員の人員数のウエイトを用いて比較
- ・ 企業規模 50 人以上の多くの民間企業においては、部長、課長、係長等の役職段階を有しており、 公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、これ までのような実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

Ⅱ 民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約11,700 民間事業所の約49万人の個人別給与を実地調査(完了率87.7%)

〈月例給〉 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 708 円 0.17% [行政職(一)…現行給与 410,984 円 平均年齢 43.6 歳] [俸給 448 円 本府省業務調整手当 206 円 はね返り分(注) 54 円]

(注) 俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の 支給月数を比較

○民間の支給割合 4.32 月 (公務の支給月数 4.20 月)

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験、一般職試験(大卒程度)及び一般職試験(高卒者)採用職員の初任給を1,500円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定(平均改定率0.2%)

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は改定なし)

(2) 本府省業務調整手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、手当額を引上げ (係長級: 4%→4.5%相当額、係員級: 2%→2.5%相当額)

(3) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

〈ボーナス〉

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.20 月分→4.30 月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分 (一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12 月期
28 年度	期末手当	1.225 月 (支給済み)	1.375 月 (改定なし)
	勤勉手当	0.80 月 (支給済み)	0.90 月 (現行 0.80月)
29 年度	期末手当	1.225 月	1.375 月
以降	勤勉手当	0.85 月	0.85 月

[実施時期]

・月例給:平成28年4月1日・ボーナス:法律の公布日

Ⅲ 給与制度の改正等

1 給与制度の総合的見直し

- ・ 国家公務員給与における諸課題に対応するため、平成26年の勧告時において、地域間の給与配分、 世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しを行うこととし、昨年4月から3年 間で、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施
- ・ 平成 29 年度は、本府省業務調整手当の手当額について、係長級は基準となる俸給月額の 5.5%相 当額に、係員級は同 3.5%相当額にそれぞれ引上げ

2 配偶者に係る扶養手当の見直し (平成 29 年 4 月 1 日から段階実施)

民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、以下のとおり見直し

- ・ 配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額。それにより生ずる原資を用いて 子に係る手当額を引上げ(配偶者及び父母等:6,500円、子:10,000円)
- ・ 本府省課長級(行(一)9・10級相当)の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を支給しない。 本府省室長級(行(一)8級相当)の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を3,500円支給
- ・ 配偶者に係る手当額の減額は、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から段階的に実施し、 それにより生ずる原資の範囲内で子に係る手当額を引上げ

税制及び社会保障制度の見直しの状況や民間企業における配偶者に係る手当の見直しの状況に応じ、国家公務員の配偶者に係る扶養手当について、必要な見直しを検討

3 専門スタッフ職俸給表 4 級の新設 (平成 29 年 4 月 1 日実施)

政府において、部局横断的な重要政策等の企画及び立案等を支援する職を、現行の専門スタッフ職よりも上位の職制上の段階に相当する新たな専門スタッフ職として、平成29年度から各府省の官房等に設置予定。この新たな職の専門性、重要度、困難度を踏まえ、専門スタッフ職俸給表4級を新設

- ・ 俸給月額は、同表3級の最高号俸の俸給月額を一定程度上回るものとする一方、管理的業務を行う ものではないことを踏まえ、指定職俸給表1号俸の俸給月額を下回る水準に設定
- ・ 昇給は、勤務成績が極めて良好である場合に限定(昇給号俸数は1号俸)。勤勉手当は、他の俸給 表と比べ、勤務実績をより反映し得るよう、専門スタッフ職俸給表3級と同一の成績率を設定

4 その他

(1) 再任用職員の給与

- ・ 勤勉手当について、勤務実績を支給額により反映し得るよう、「優秀」の成績率を「良好」の成 績率よりも一定程度高くなるように設定
- ・ 再任用職員の増加や在職期間の長期化等を注視しつつ、民間企業の再雇用者の給与の動向や各 府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、給与の在り方について必要な検討

(2) 介護時間制度の新設に伴う給与の取扱い

介護時間を承認され勤務しなかった時間がある場合であっても、昇給・勤勉手当において直ちに 不利にならない取扱いとなるようにし、あわせて、介護休暇・育児休業等についても同様の取扱い

(3) 非常勤職員の給与

平成20年に発出した指針の内容に沿った処遇の確保が図られるよう、今後とも各府省を指導

育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法改正の勧告の骨子

〇 育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法改正の勧告のポイント

民間労働法制の改正内容に即した見直し(平成29年1月実施)

- ① 介護休暇の分割(3回まで可能)
- ② 介護時間の新設(最長連続3年、1日2時間まで)
- ③ 育児休業等に係る子の範囲の拡大(特別養子縁組の監護期間中の子等を追加)

1 改正概要

(1) 介護休暇の分割

- ・ 職員の申出に基づき、各省各庁の長が指定期間(職員が介護休暇を請求できる期間)を指定
- ・ 指定期間は、人事院規則の定めるところにより、一の要介護状態ごとに3回以下、かつ、合計6月 以下の範囲内で指定
- ・ 経過措置として、改正の日に介護休暇の初日から起算して6月を経過していない者についても、改 正の日後に残余の期間を分割して取得できるよう措置

(2) 介護時間の新設

- ・ 日常的な介護ニーズに対応するため、各省各庁の長が、職員が介護のため勤務しないことが相当であると認められる場合、連続する3年以下、1日につき2時間以下で、勤務しないこと(介護時間)を承認できる仕組みを新設(公務の運営に支障がある時間については承認しないことが可能)
- ・ 介護時間を承認され勤務しなかった時間は無給とする。昇給・勤勉手当においては直ちに不利にな らない取扱いとし、あわせて、介護休暇・育児休業等についても同様の取扱い

(3) 育児休業等に係る子の範囲の拡大

- ・ 育児休業、育児短時間勤務及び育児時間の対象となる子の範囲を、①職員が特別養子縁組の成立に 係る監護を現に行う子、②里親である職員に委託されており、かつ、当該職員が養子縁組によって養 親となることを希望している子(平成29年4月1日以降は、養子縁組里親である職員に委託されて いる子)、③その他これらに準ずる者として人事院規則で定める子といった法律上の親子関係に準ず る関係にある子にも拡大
- ・ フレックスタイム制の週休日の特例についても、上記の法律上の親子関係に準ずる関係にある子を 養育する職員を対象とするよう措置

2 実施時期

平成29年1月1日(養子縁組里親に係る改正は、平成29年4月1日)

3 その他(上記と併せた人事院規則の改正等)

民間労働法制の改正内容に即して、①介護休暇等の対象家族について、祖父母、孫及び兄弟姉妹の同居要件の撤廃、②介護を行う職員の超過勤務の免除、③上司・同僚等によるいわゆるマタハラ等の防止、④非常勤職員の育児休業及び介護休暇の取得要件の緩和等を措置

公務員人事管理に関する報告の骨子

少子高齢化に直面している我が国では、誰もがその能力を発揮して活躍できるよう働き方改革が重要な課題。公務においても、年齢別人員構成の偏りが生じる中、本院は、働き方改革をはじめとする諸課題について、関係各方面と連携しつつ、中・長期的視点も踏まえた総合的な取組を引き続き進めていく。

1 人材の確保及び育成

(1) 多様な有為の人材の確保

効果的な人材確保活動には、働き方改革とともに公務の魅力の積極的な発信が不可欠。大学等と連携し、女性や私立大学・地方大学の学生など対象に応じたきめ細かな施策を展開。試験制度面でも引き続き必要な点検

(2) 人材育成

Off-JT の重要性が増加。マネジメント能力向上、キャリア形成、女性登用拡大に資する研修、中途採用者や国際化対応のための研修を強化。派遣研修の活用促進。官民人事交流推進に向けて環境整備

(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

適正な人事評価を通じた能力・実績に基づく人事管理が重要。特に、幹部候補育成課程の適切な運用等を通じた昇進管理の強化が必要。働き方に制約がある職員等に対する柔軟な人事管理も必要

2 働き方改革と勤務環境の整備

(1) 仕事と家庭の両立支援の充実

民間法制の改正内容に即して、介護休暇の分割取得、介護時間の新設、法律上の子に準ずる子への育児休業等の範囲の拡大等を措置(育児休業法改正の意見の申出、勤務時間法改正の勧告)

(2) 長時間労働の是正

府省のトップが組織全体の業務量削減・合理化に取り組むことが重要。現場の管理職員による超勤予定の事前確認や具体的指示等の取組を徹底することが有効。業務合理化後も長時間超勤をせざるを得ない職員には、人事管理部署と健康管理部署との方針共有や業務平準化等の配慮も必要

(3) 心の健康づくりの推進

職員自身のストレスへの気付きを促すため、今年度からストレスチェック制度を実施。働きやすい職場づくり実現に向けて管理職員のみならず職員一人一人が当事者意識を持つよう支援

(4) ハラスメント防止対策

性的指向や性自認をからかう言動もセクハラである旨を明確にし、セクハラやパワハラの防止を引き 続き推進。上司・同僚によるマタハラ等の防止につき、民間法制内容を踏まえた防止策を措置

(5) 非常勤職員の勤務環境の整備

民間法制の改正内容を踏まえ、育児休業及び介護休暇の取得要件の緩和等を措置。給与に関する指針 に沿った処遇を確保するよう各府省を指導

3 高齢層職員の能力及び経験の活用(雇用と年金の接続)

60 歳を超える職員の勤務形態に対する多様なニーズも踏まえた定年延長に向けた仕組みを具体化していくことが必要。当面は、民間同様にフルタイム中心の再任用勤務の実現を通じて再任用職員の能力・経験の一層の活用を図る必要。各府省は計画的な人事管理や能力・経験を活用し得る配置、職員の意識の切替え等の取組を推進。本院は、関係機関への働きかけや各府省への情報提供等により各府省の取組を支援